

富士見市子ども・子育て支援事業計画
(案)



目 次

| | | |
|--------------|--------------------------|-----------|
| 第 1 章 | 計画の策定にあたって | 1 |
| 第 1 節 | 計画策定の背景 | 1 |
| 第 2 節 | 計画の期間 | 2 |
| 第 3 節 | 計画の位置づけ | 2 |
| 第 4 節 | 計画の策定経過 | 3 |
| 第 2 章 | 子ども・子育てを取り巻く現況と課題 | 5 |
| 第 1 節 | 市の概要 | 5 |
| 第 2 節 | 教育・保育に関する状況 | 8 |
| 第 3 節 | 家庭の状況 | 12 |
| 第 4 節 | 子ども・子育てに関する課題 | 19 |
| 第 5 節 | 子ども・子育て支援新制度 | 20 |
| 第 3 章 | 計画の基本理念及び施策の体系 | 22 |
| 第 1 節 | 子ども・子育ての基本理念 | 22 |
| 第 2 節 | 基本目標 | 24 |
| 第 3 節 | 施策の体系 | 25 |
| 第 4 節 | 教育・保育提供区域の設定 | 26 |
| 第 4 章 | 施策の展開 | 27 |
| 第 1 節 | 教育・保育事業 | 28 |
| 第 2 節 | 地域子ども・子育て支援事業 | 32 |
| 第 3 節 | 次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策 | 44 |
| 第 5 章 | 推進体制 | 62 |
| 第 1 節 | 計画の推進に向けて | 62 |
| 第 2 節 | 計画の進捗管理・評価 | 63 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

社会全体の潮流として、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢の変化等に伴い、少子化が依然として進行しているほか、世帯の核家族化や少人数化、また地域のつながりの希薄化などにより、子育てへの不安感や孤立感を抱いている子育て家庭が多くなってきています。

このような子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定を経て、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

この3法に基づいた平成27年度から施行される新たな子育て支援の仕組み、「子ども・子育て支援新制度」では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすという考えを基本に、(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、(2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、(3) 地域の子ども・子育て支援の充実、が目指されることとなっています。

富士見市においては、平成21年度に「富士見市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)」を策定し、「子育て 子育て 輝く 未来へ」を目標像に掲げ、市民、地域、行政関連機関の協働による子育て環境の整備に積極的に取り組んできました。

この間、計画に基づき、こども医療費の対象年齢の拡大や新設保育園4園(定員340人増)の整備、放課後児童クラブ4クラブの増設など子育て支援施策の充実を図るとともに、鶴瀬駅東口、西口の区画整理事業による駅周辺を中心とした基盤整備も推進しています。

また、東武東上線と東急東横線、横浜高速みなとみらい線との相互直通運転の開始など、住環境整備とも相まって、子育て家庭を中心とした転入も増えています。0・1歳の低年齢人口についても平成25年、26年と前年を上回る人口数となっています。

このたび、富士見市次世代育成支援行動計画(後期行動計画)が期間満了を迎えるにあたり、国の新たな制度への対応を図るだけでなく、富士見市の子ども・子育てを取り巻く環境の変化等を踏まえ、子どもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備するための指針として「富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。各年度の進捗状況・評価等の進行管理を行いながら、計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行い、次期計画を策定します。

(年度)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | |
|------|-----|------------------------|-----|-----|-----|-----------|-------------------|-----|-----|--|
| 計画策定 | | 富士見市子ども・子育て支援事業計画(本計画) | | | | | | | | |
| | | | | | | 評価・次期計画策定 | 次期計画 (平成32年度～) | | | |

第3節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法で定める基本指針を踏まえるとともに、市のまちづくりの基本である「第5次基本構想中期基本計画」を上位計画として、関連するその他の計画と整合を図るとともに、「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置づけ、市の子ども・子育てに係る総合計画として策定します。

■子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

■次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

第4節 計画の策定経過

1. 子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

本計画を策定するにあたっての基礎資料を得るため、子育てをしている市民の子ども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として、平成25年度にニーズ調査を実施しました。

(1) 調査対象・人数

- ① 富士見市に住む0～5歳(平成19年4月2日以降に生まれた子)の保護者2,640人
- ② 富士見市に住む小学生の保護者1,449人

(2) 調査方法

住民基本台帳から、地域ごと、年齢ごとに無作為抽出し、富士見市全体でバランスよく子育て家庭の意見が反映できるように考慮しました。4,089件（基準：平成25年10月15日）

(3) 調査時期

平成25年11月22日～12月3日

(4) 調査項目

- ① 就学前 57項目 国基準を参考に設定
- ② 小学生 30項目 就学前項目から抜粋

<回収結果>

| | 調査対象者 | 調査件数 | 抽出率 | 回答件数 | 回収率 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 就学前 | 5,857 | 2,640 | 45.1% | 1,728 | 65.5% |
| 小学生 | 5,335 | 1,449 | 27.2% | 911 | 62.9% |
| 合計 | 11,192 | 4,089 | 36.5% | 2,639 | 64.5% |

(5) 参考アンケート

- ① パパママ準備教室参加者
平成25年11月14日・12月7日実施 21組 回収 11組
- ② 調査内容 就学前ニーズ調査項目より抜粋

2. こども家庭福祉審議会

市では「富士見市こども家庭福祉審議会」を地方版子ども・子育て会議として位置づけ、計画策定等について平成 25 年度・26 年度 2 か年にわたり審議しました。

3. パブリックコメント実施

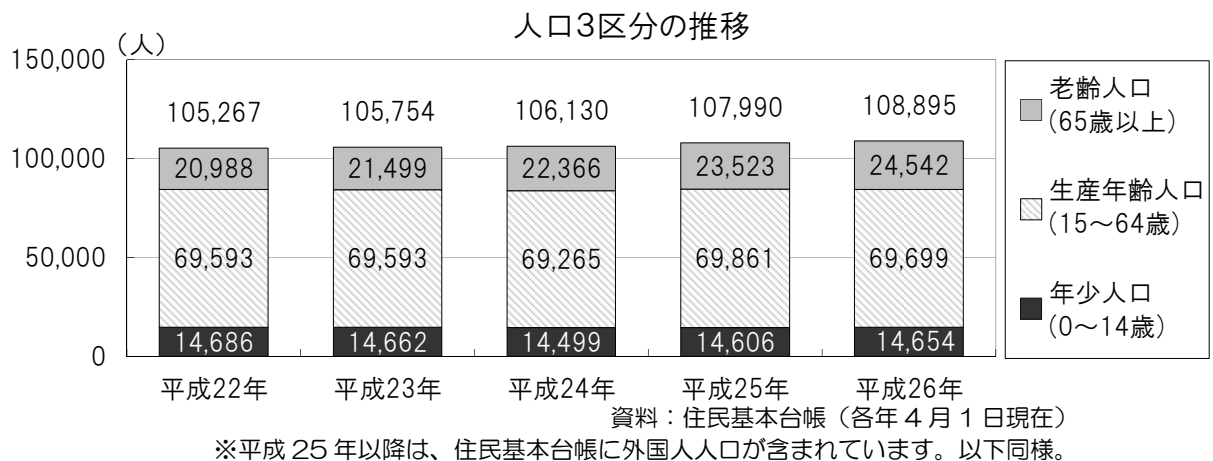
募集期間 平成 26 年 11 月 27 日（木）～12 月 26 日（金）

第2章 子ども・子育てを取り巻く現況と課題

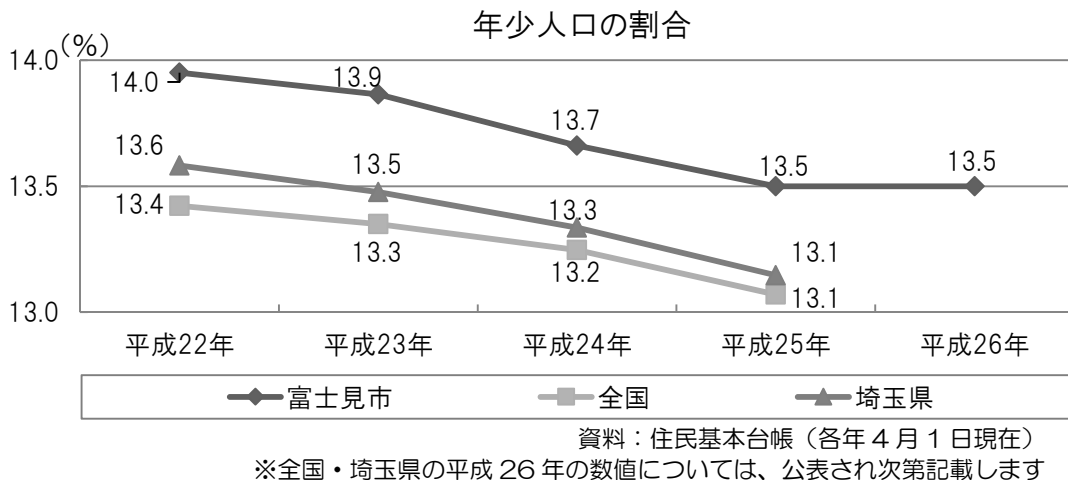
第1節 市の概要

1. 人口3区分の推移

総人口は、近年子育て世代を中心とした転入者数が増加していることから微増傾向にあり、平成26年4月時点で108,895人となっています。年少人口（0～14歳）についても平成24年を転機に微増傾向であり、平成26年時点で14,654人となっています。



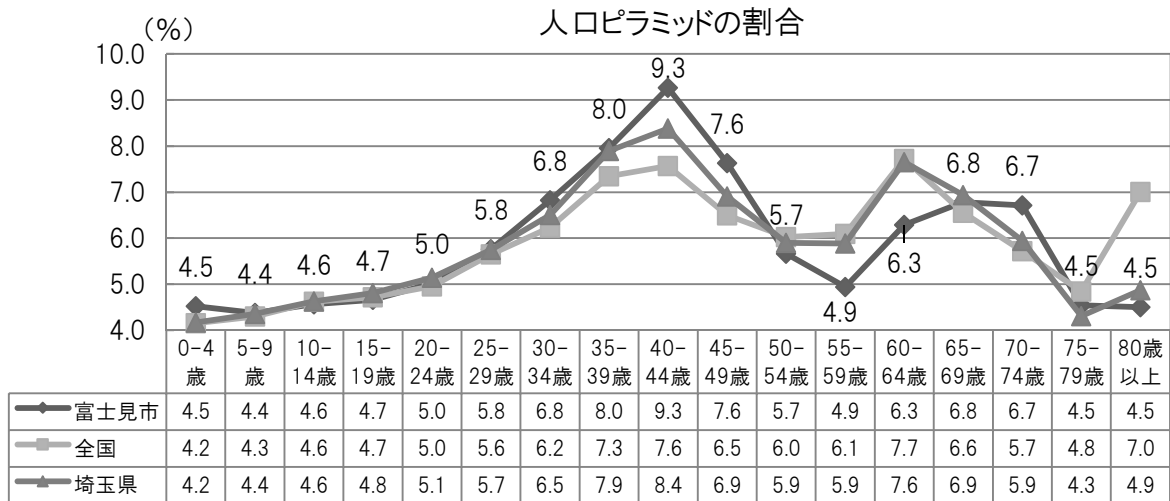
富士見市の年少人口は微増傾向ではありますが、その割合は減少傾向にあり、平成22年から平成26年までの5年間で0.5ポイントの減となっています。しかし、全国、埼玉県と比較すると、各年とも約0.5ポイント程度、それぞれ上回って推移しており、全人口に対して年少人口の割合が高い傾向にあります。



2. 人口ピラミッド

平成 26 年 4 月時点の人口ピラミッドは、35 歳から 49 歳までの子育て世代にあたる人口が特に多くなっています。

特に、40～49 歳の割合は、全国、埼玉県と比較しても、富士見市では高いことが特徴的です。

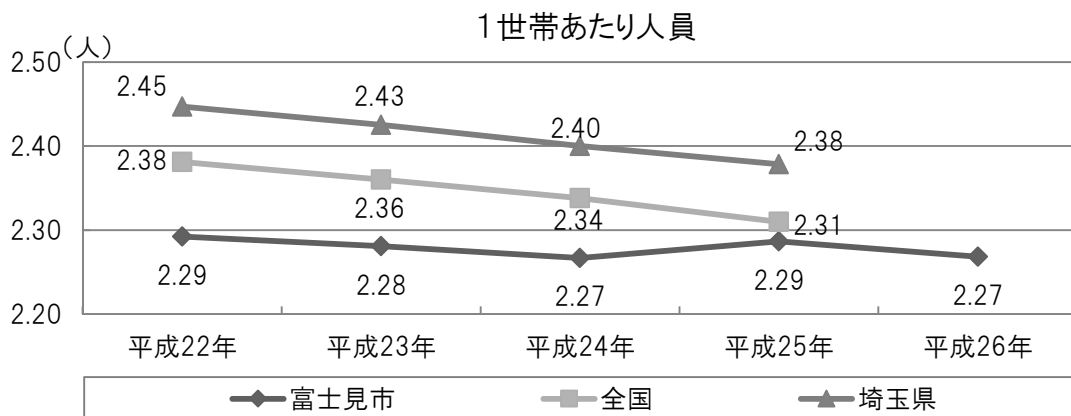


資料：住民基本台帳（富士見市は平成 26 年 4 月 1 日現在
全国、埼玉県は平成 25 年 4 月 1 日現在）

3. 世帯の状況

1 世帯当たり人員は、全国、埼玉県よりも低く、微減傾向で推移しており、平成 26 年 4 月時点で 2.27 人となっています。

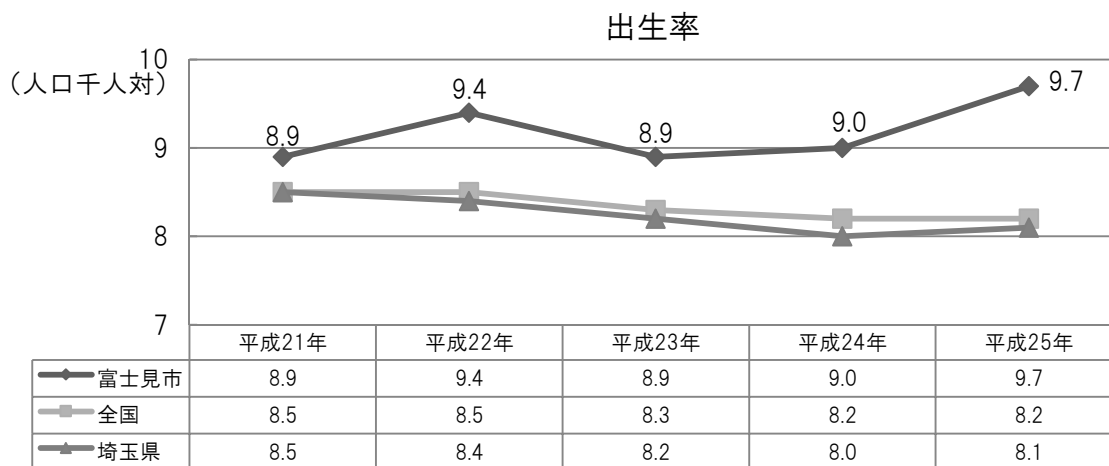
世帯の状況では核家族世帯や単独世帯は全国より高く、世帯の核家族化や少人数化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

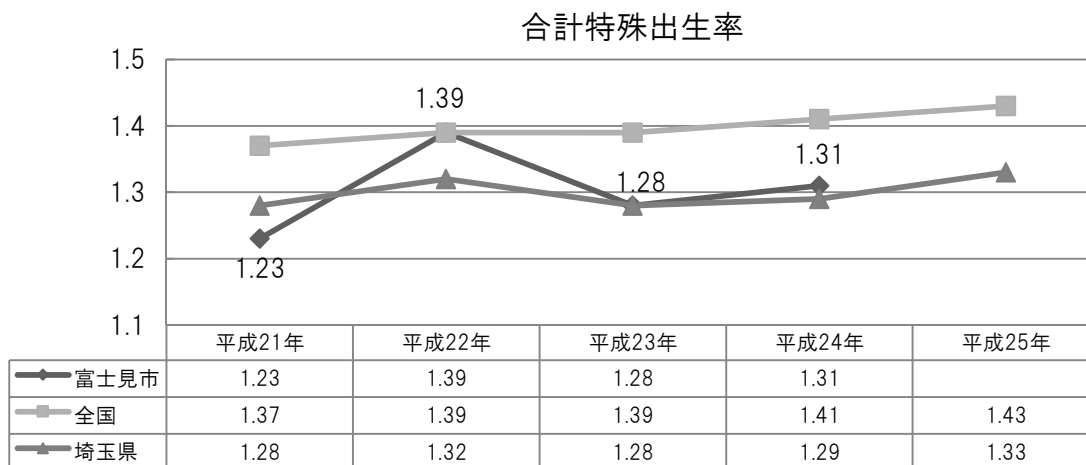
4. 出生の状況

出生率は増減を繰り返しながら平成 15 年の 10.8 に比べるとやや微減傾向となりましたが、近年やや上向きとなり、各年とも全国や埼玉県よりも高い値で推移しており、特に平成 25 年時点で 9.7 と、全国的に見ても高い水準を維持しています。



資料：埼玉県の人口動態概況
※出生率：出生件数／人口×1,000

合計特殊出生率は全国的には平成 17 年に過去最低である 1.26 を記録して以降微増傾向にありますが、東京都や埼玉県など都市部では全国平均を下回っている状況です。富士見市においては、増減を繰り返しながら推移していますが、概ね埼玉県と同程度の値で推移しており、平成 24 年時点では 1.31 となっています。

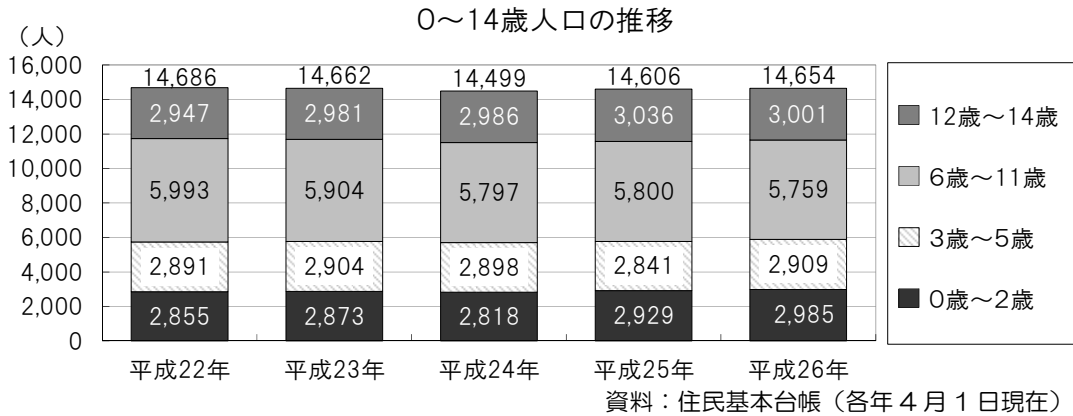


資料：埼玉県人口動態概況
※合計特殊出生率：出生率計算の際の分母の人口数を、出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの

第2節 教育・保育に関する状況

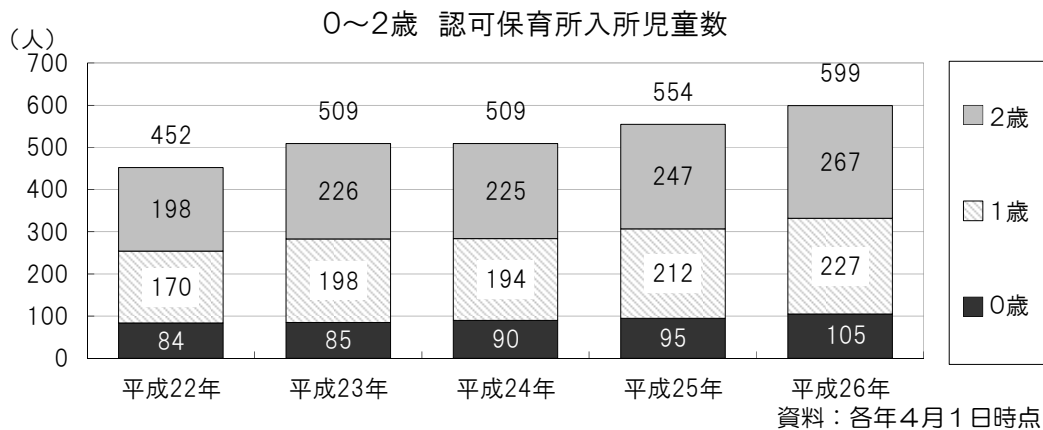
1. 0～14歳人口

0～14歳人口の内訳をみると、0～2歳の伸び率が最も高く、平成26年時点で2,985人となっています。

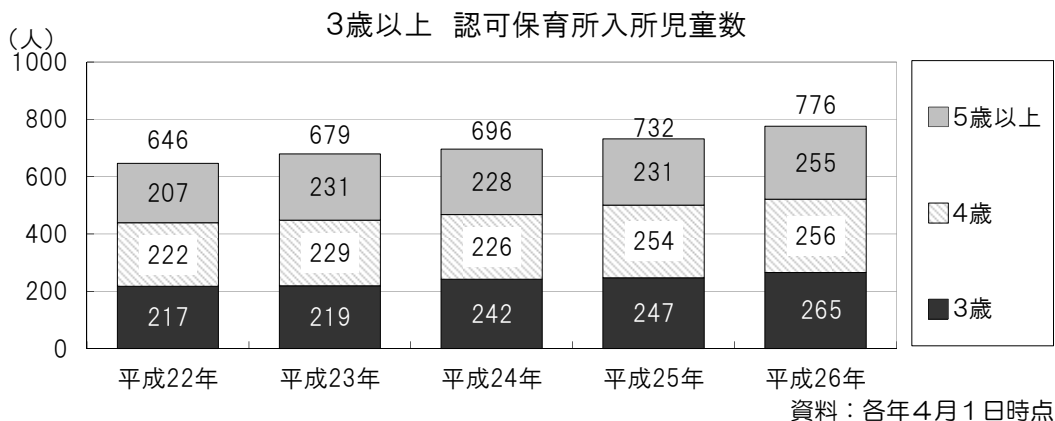


2. 就学前児童の状況

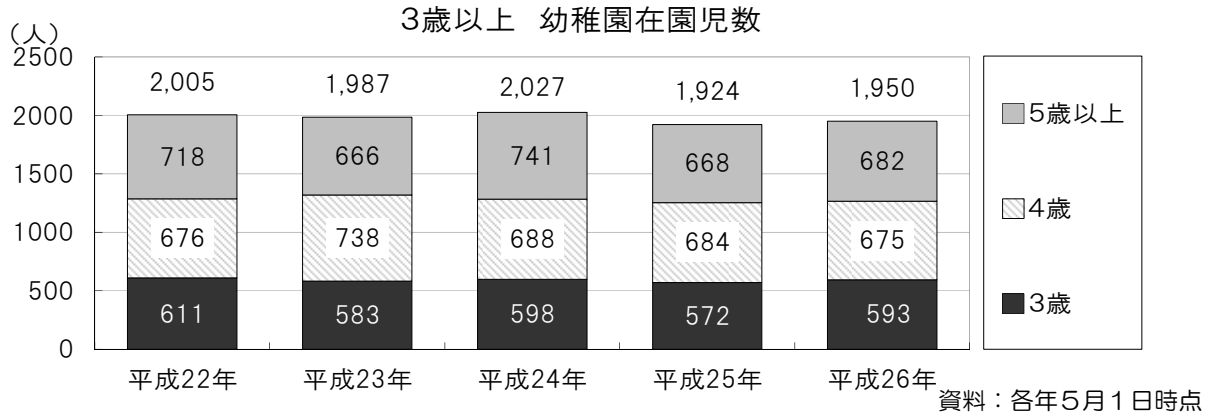
0～2歳の認可保育所入所児童数は平成22年に比べ、施設整備により定員数が拡大しており、平成26年時点で599人と、過去5年間で約1.3倍になっています。



3歳以上の認可保育所入所児童数は、いずれの年齢も定員数が拡大しており、平成26年時点で776人と、過去5年間で約1.2倍になっています。



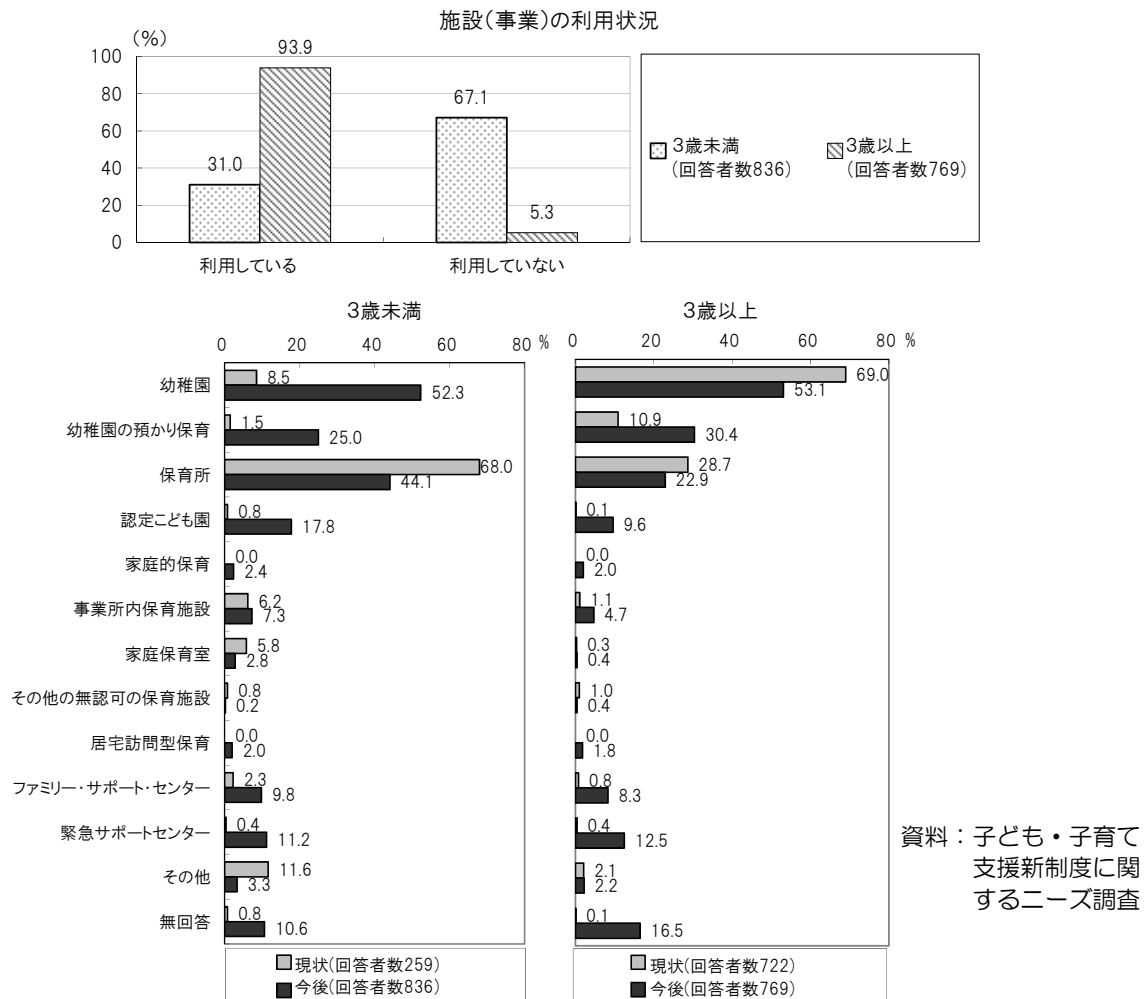
3歳以上の幼稚園在園児童数は、ほぼ横ばいで推移しており、平成26年時点で1,950人となっています。



ニーズ調査結果では、保育所や幼稚園等の利用状況は、3歳未満の保護者の31.0%、3歳以上の保護者の93.9%が「利用している」と回答しています。

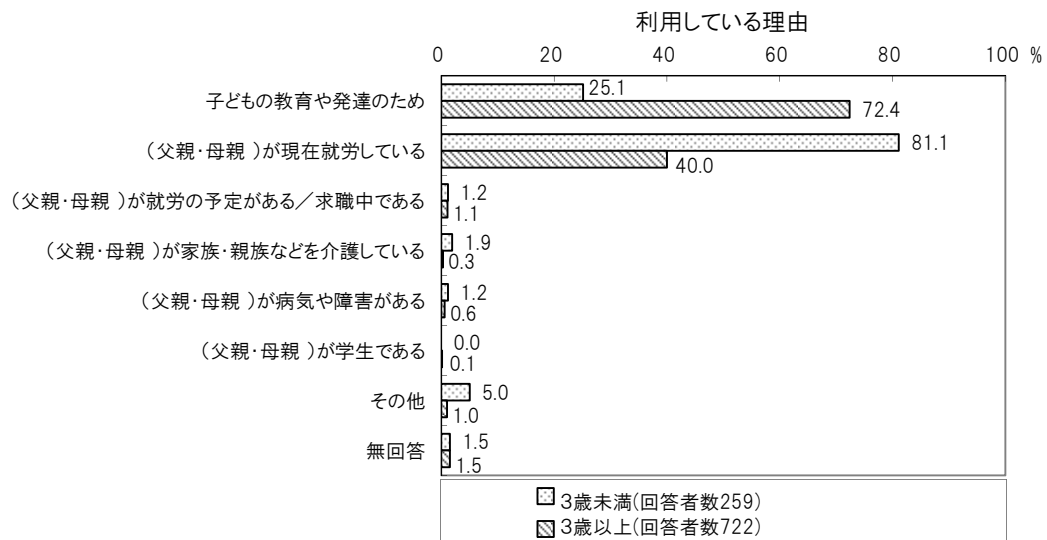
3歳未満の保護者の回答では、現在利用しているものは「保育所」が68.0%と最多ですが、今後の意向は、「幼稚園」が52.3%、「保育所」が44.1%と多く、次いで「認定こども園」についても17.8%の意向があります。

3歳以上の保護者の回答では、現在の利用と今後の意向と共に「幼稚園」が最も高く、また、「幼稚園の預かり保育」が今後の意向は30.4%と多くなっています。



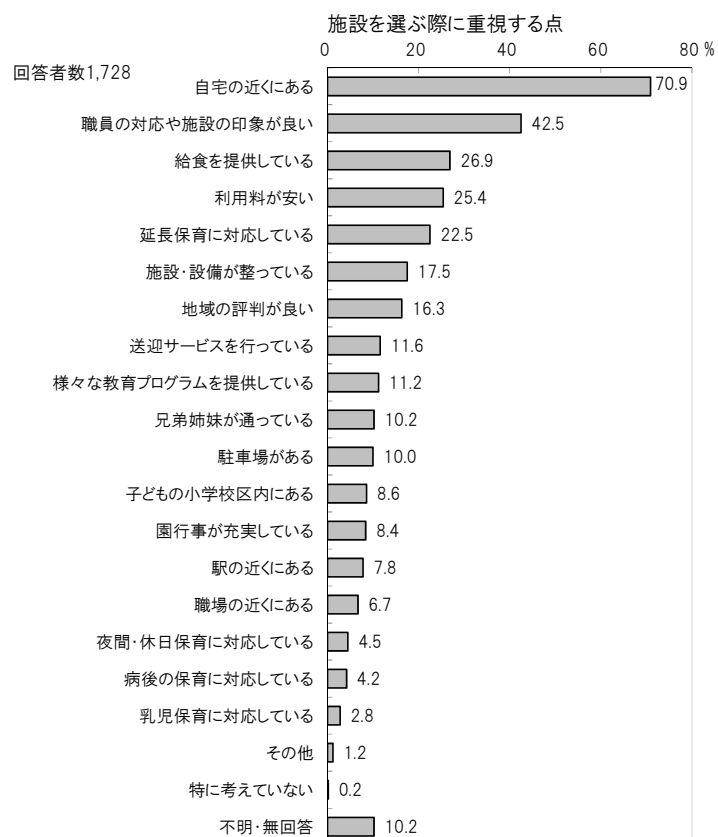
保育所や幼稚園等を利用している理由は、3歳未満では「現在就労している」が81.1%と最多で、3歳以上では「子どもの教育や発達のため」が72.4%と特に多くなっています。

一方、現在保育所や幼稚園等を利用していない理由は、いずれの年齢でも「(父親・母親)が就労していないから」が最も多くなっています。また、特に3歳未満では、「子どもがまだ小さいため」が24.2%となっています。



資料：子ども・子育て支援新制度に関する二一ス調査

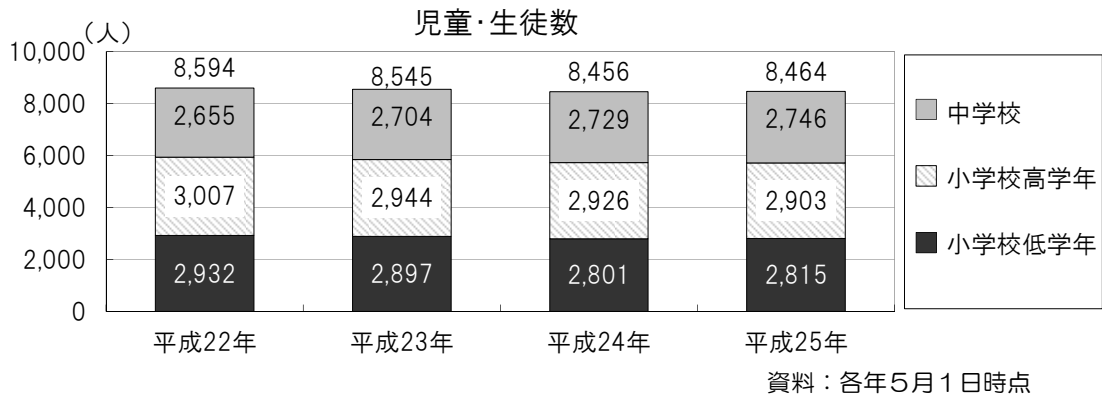
保育所や幼稚園等の施設を選ぶ際に重視する点は、「自宅の近くにある」が70.9%と突出して高く、次いで「職員の対応や施設の印象が良い」が42.5%となっています。



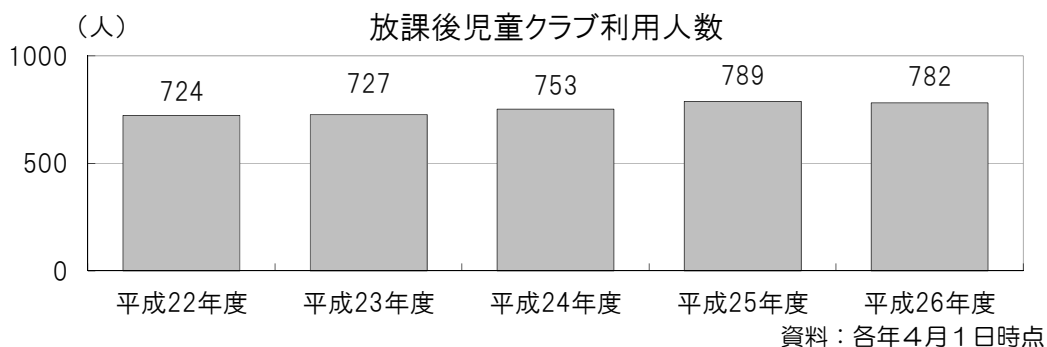
資料：子ども・子育て支援新制度に関する二一ス調査

3. 就学児童の状況

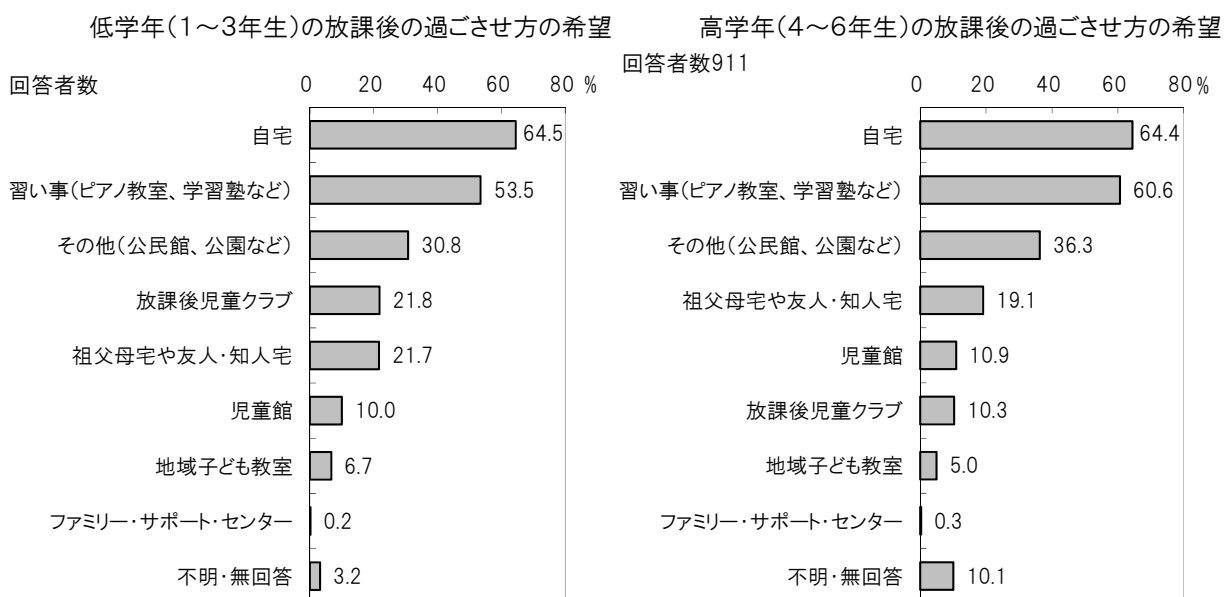
児童・生徒数はやや微減しており、平成25年時点で8,464人となっています。



放課後児童クラブ利用人数は増加傾向にあり、平成26年時点で782人となっています。



ニーズ調査において、小学生保護者を対象に、放課後の過ごさせ方の希望を聞いたところ、「自宅」が低学年で64.5%、高学年で64.4%と最も高くなっています。また、高学年になると「習い事」の割合が高くなっています。



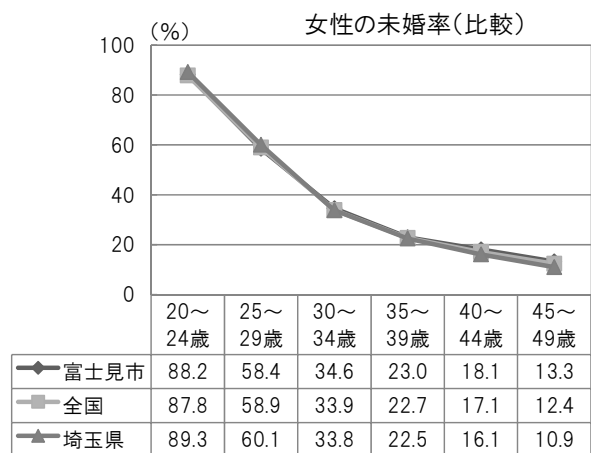
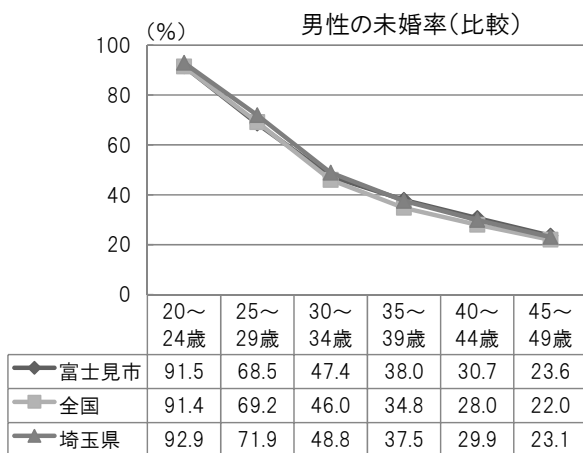
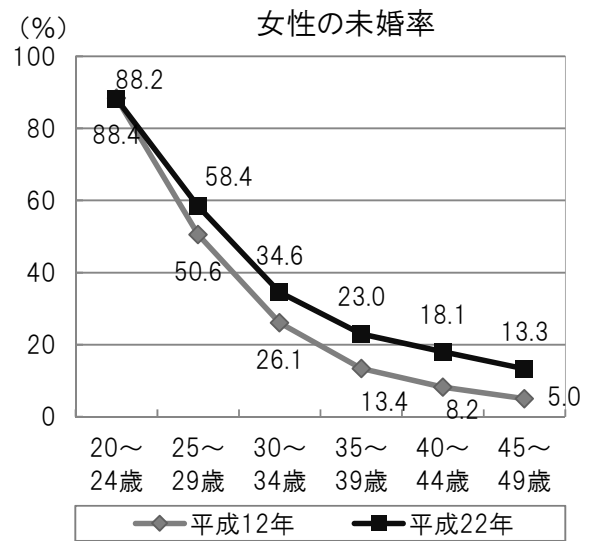
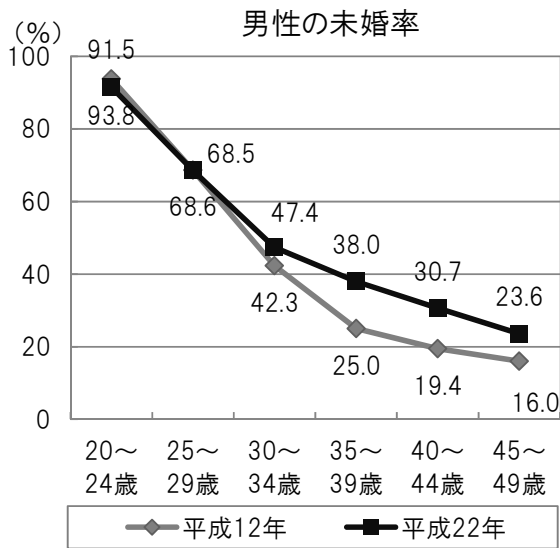
資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

第3節 家庭の状況

1. 家族の状況

未婚率は女性より男性の方が全体的に高く、全国、埼玉県とほぼ同程度の割合となっています。

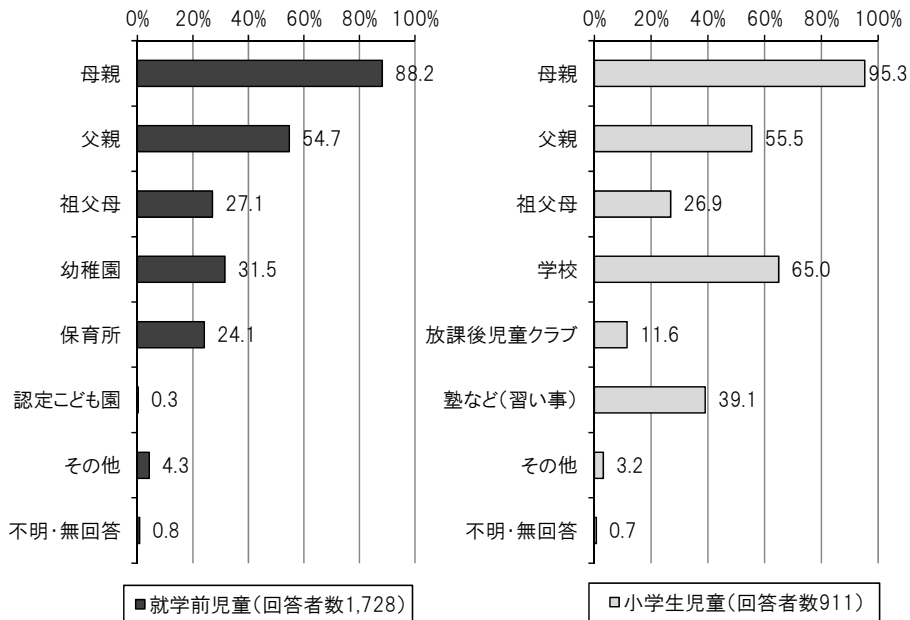
しかし、富士見市の状況を平成12年と比べると、平成22年では男女ともに未婚率は上昇しており、中でも、35～44歳までの未婚率は約10ポイント以上上昇しており、晩婚化が進んでいることがうかがえます。



資料：国勢調査

日頃子育てにかかわっている人は、「母親」が就学前児童で88.2%、小学生児童で95.3%と最も多く、「父親」が就学前児童で54.7%、小学生児童で55.5%となっています。また、小学生児童では、「学校」が65.0%で多くなっているほか、「塾など(習い事)」も39.1%と高くなっています。

子育てにかかわっている人

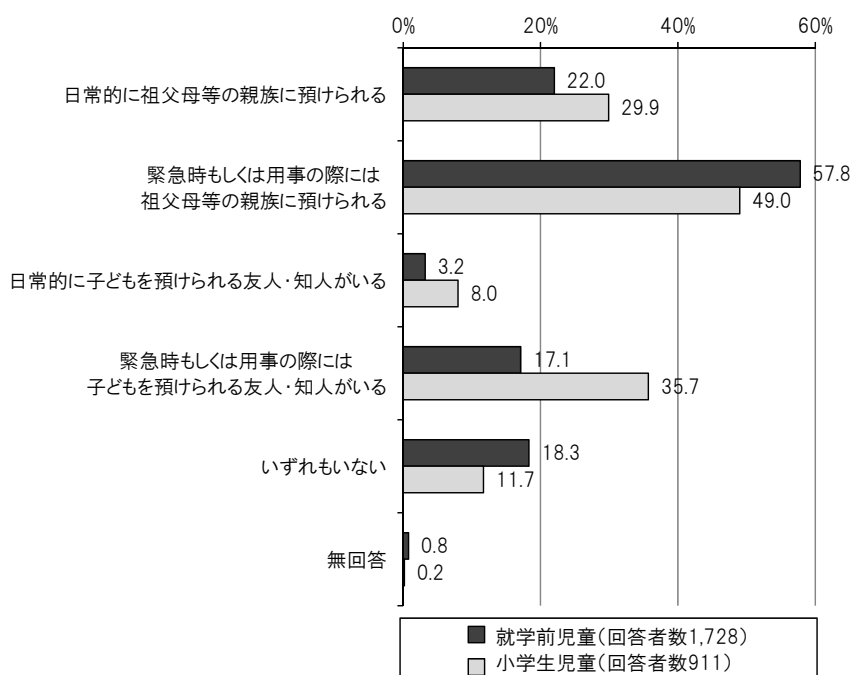


資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預けられる」が就学前児童で57.8%、小学生児童で49.0%と最も高くなっています。

一方、「いずれもない」が就学前児童で18.3%、小学生児童で11.7%となっています。

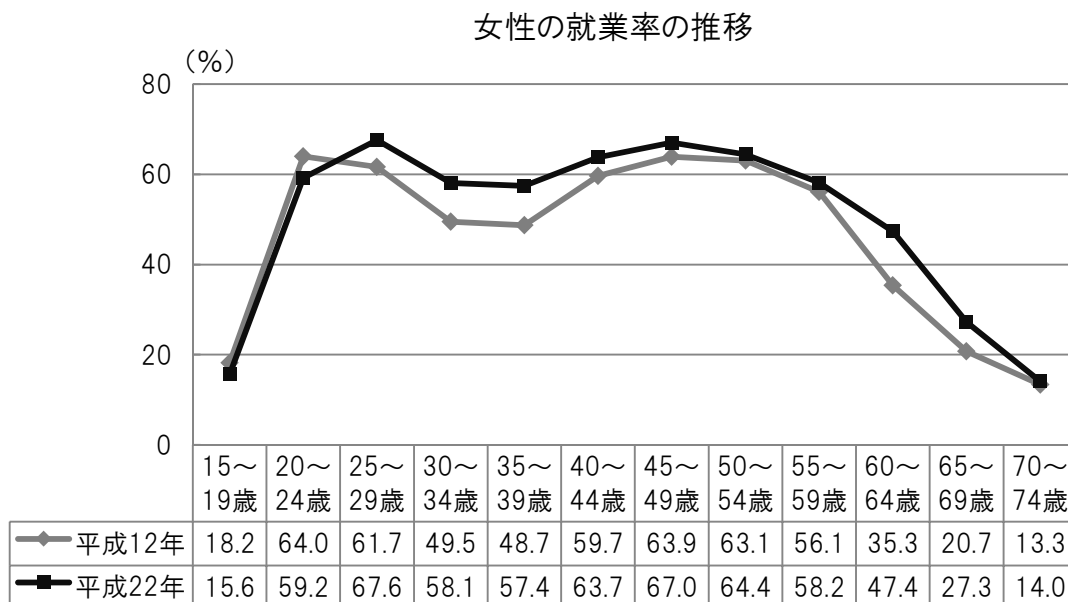
日常的に預けられる親族・知人の有無



資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

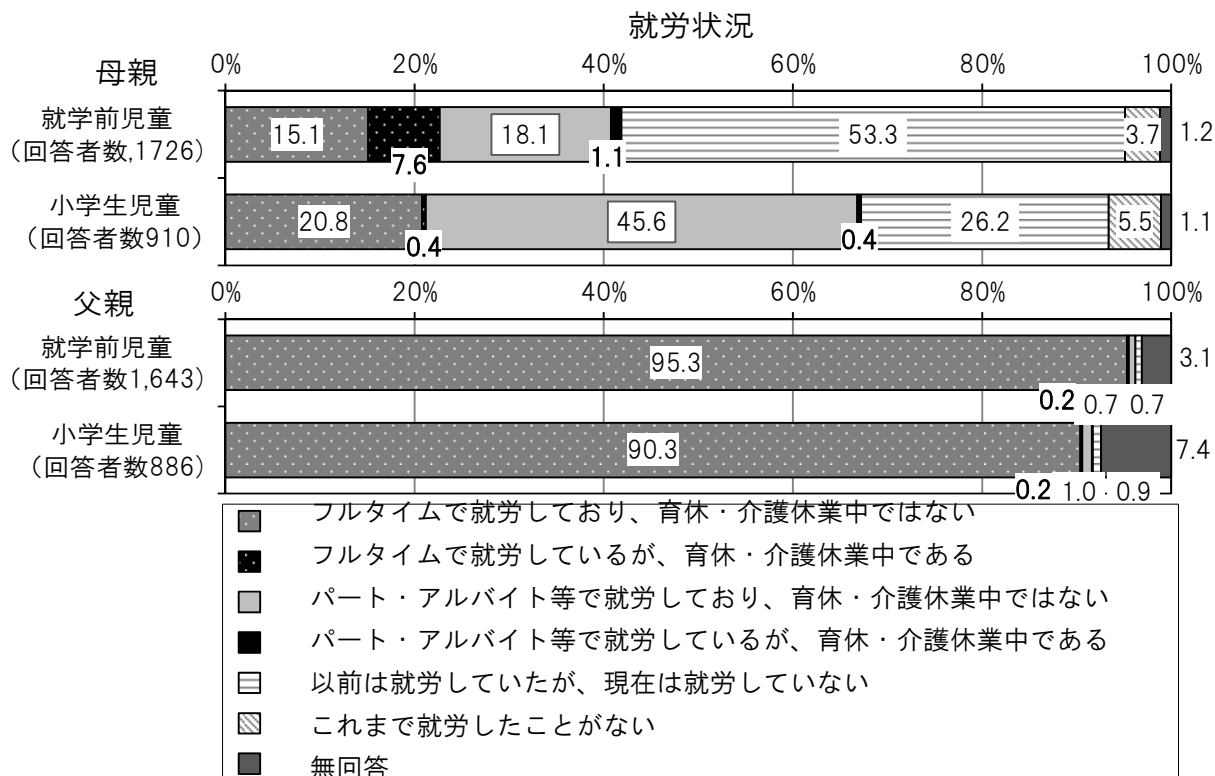
2. 就労状況

女性の就業率をみると、平成12年に比べ平成22年では全体的に就業率が高くなっており、特に25歳から39歳までのいわゆるM字型カーブの底辺が上がっています。この傾向は、全国、埼玉県と同様となっています。

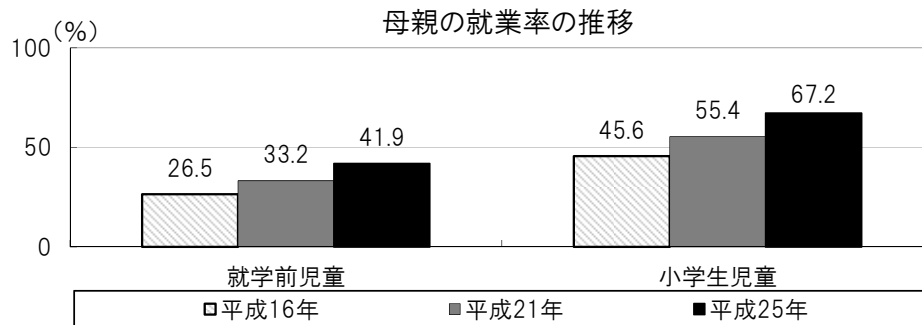


資料：平成22年国勢調査

就業状況では、「フルタイム」は父親の90%以上であるのに対し、母親は就学前児童で15.1%、小学生児童で20.8%となっています。また就学前児童の母親の53.3%が「以前は就労していたが、現在は就労していない」となっています。



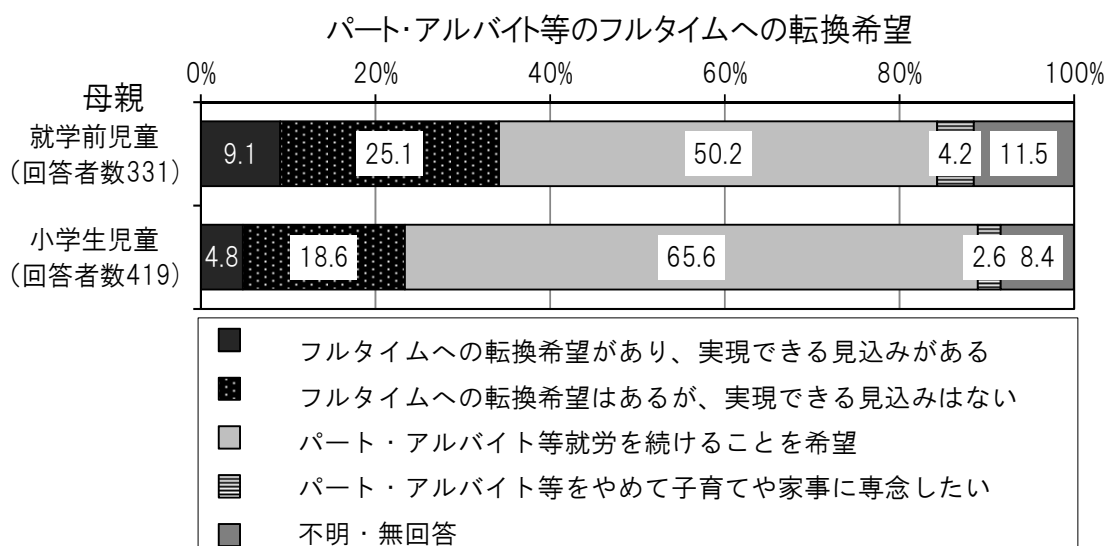
パート、アルバイトも含めた母親の就業率は、平成16年に比べ平成25年では、就学前児童において15.4ポイントの増、小学生児童において21.6ポイントの増となっています。



資料：平成16年、平成21年については、次世代育成支援に関するニーズ調査
平成25年については、子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

現在パート・アルバイト等の母親が、今後フルタイムへの転換希望があるかについては、就学前児童、小学生児童いずれも「パート・アルバイト等就労を続けることを希望」が最も多くなっています。前回（平成21年）の調査と比べて、母親の就労率は増加しつつも「フルタイムへの転換希望」は減少し、「パート・アルバイト等の就労希望」が増加しています。また、就学前児童では「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が4人に1人程度と、小学生児童に比べて高くなっています。

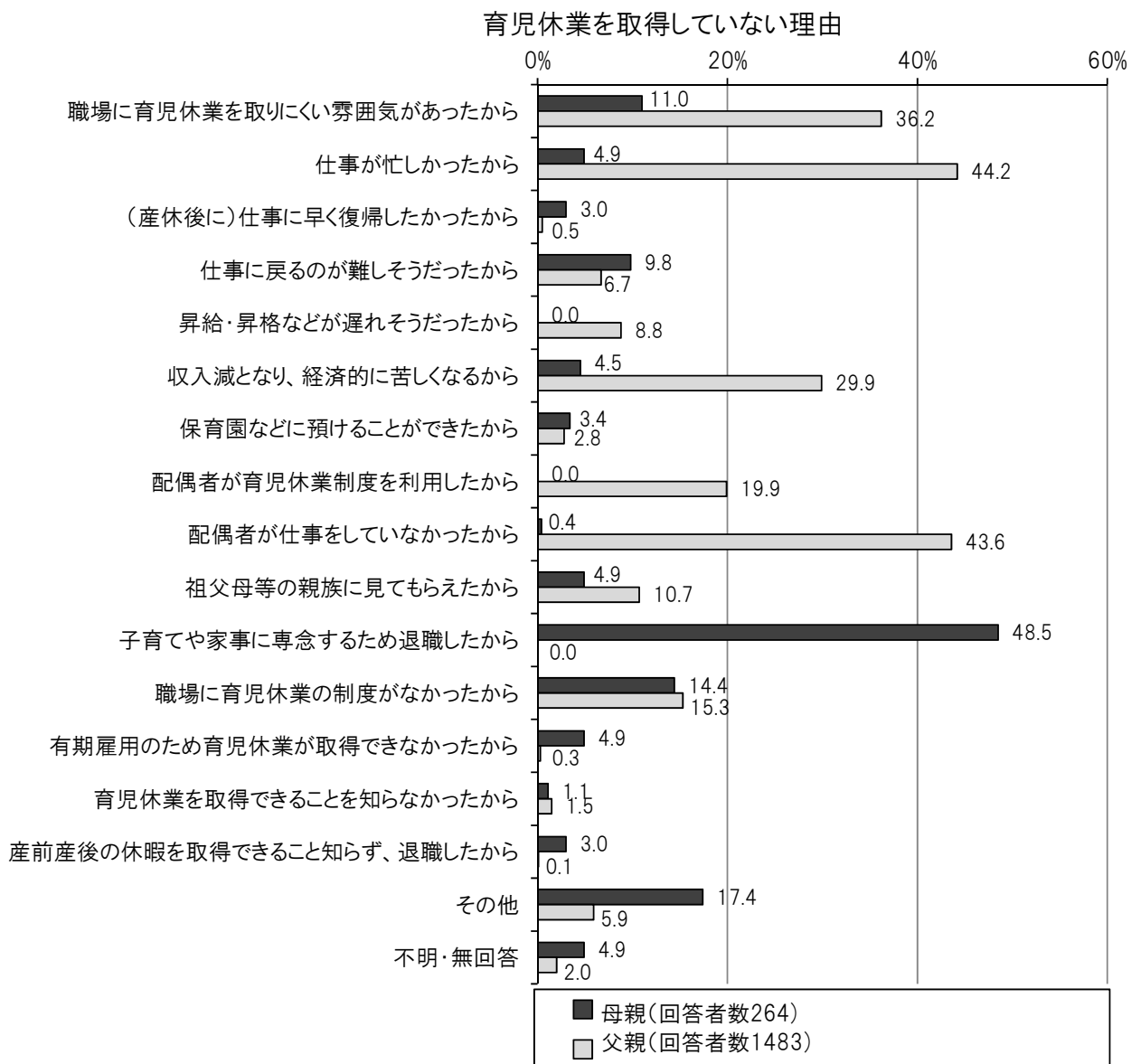
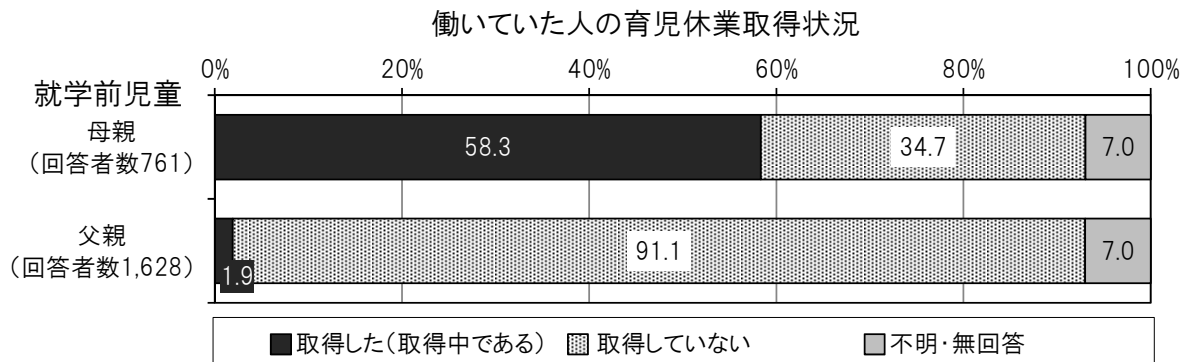
一方、現在就労していない人の今後の就労希望については、就学前児童では「1年以上先で、一番下の子どもが5～6歳になったころに就労したい」が49.9%で最も多いのに対し、小学生児童では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が37.2%で最も多くなっています。



資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

育児休業取得状況を「取得した」は、母親では58.3%であるのに対し、父親では1.9%となっています。

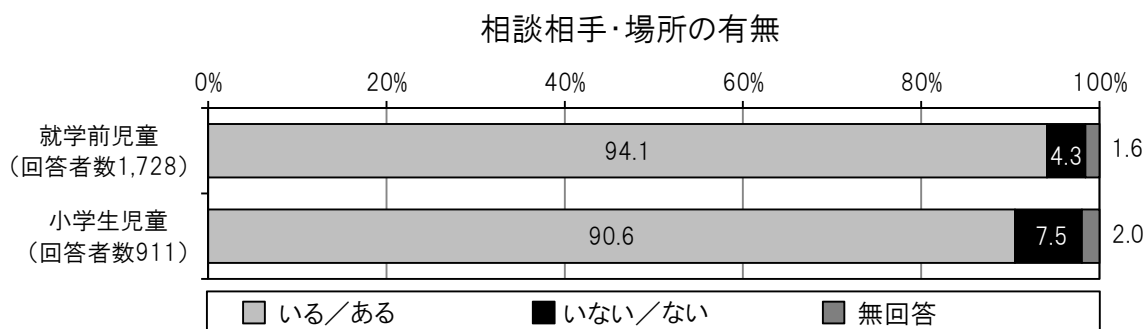
また、取得していない理由としては、母親では「子育てや家事に専念するため退職したから」が48.5%と最も多いのに対し、父親では「仕事が忙しかったから」の44.2%や「配偶者が仕事をしていなかったから」の43.6%が多くなっています。



資料：子ども・子育て支援新制度に関する二一ズ調査

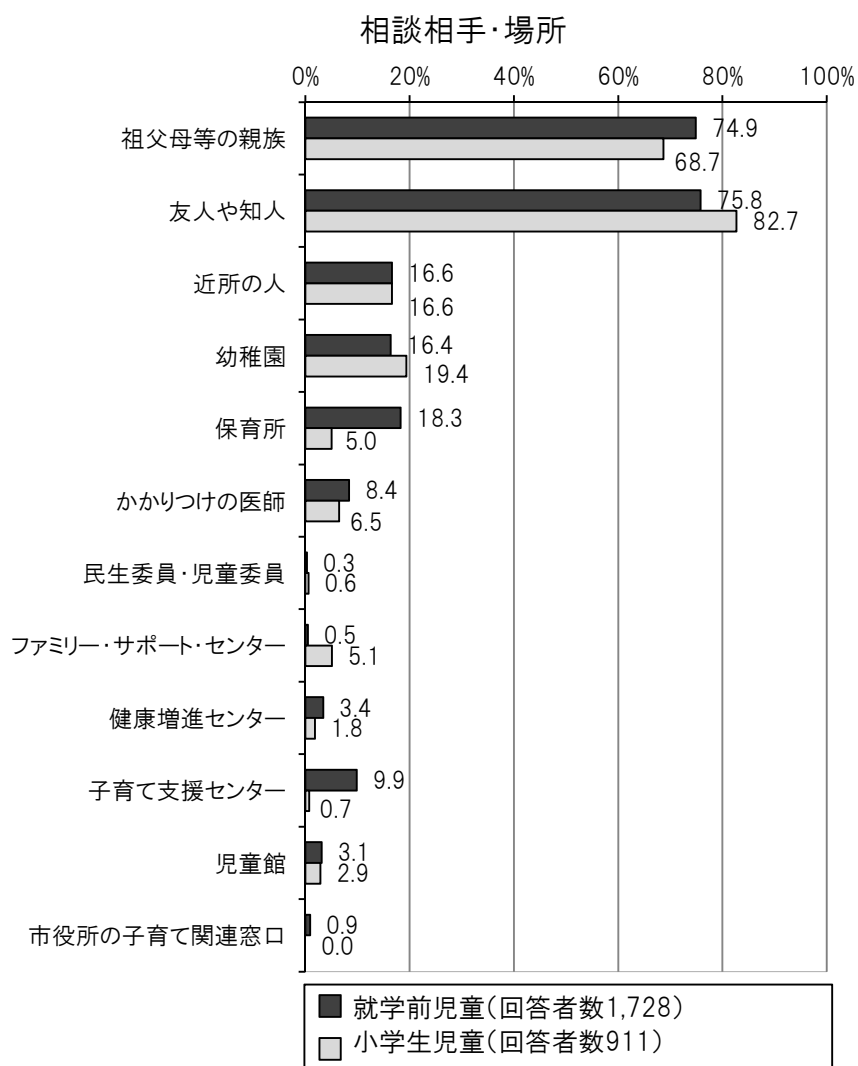
3. 子育ての状況

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所について「いる／ある」はいずれも90%を超え高くなっています。一方、就学前児童の4.3%、小学生児童の7.5%が「いない／ない」となっています。



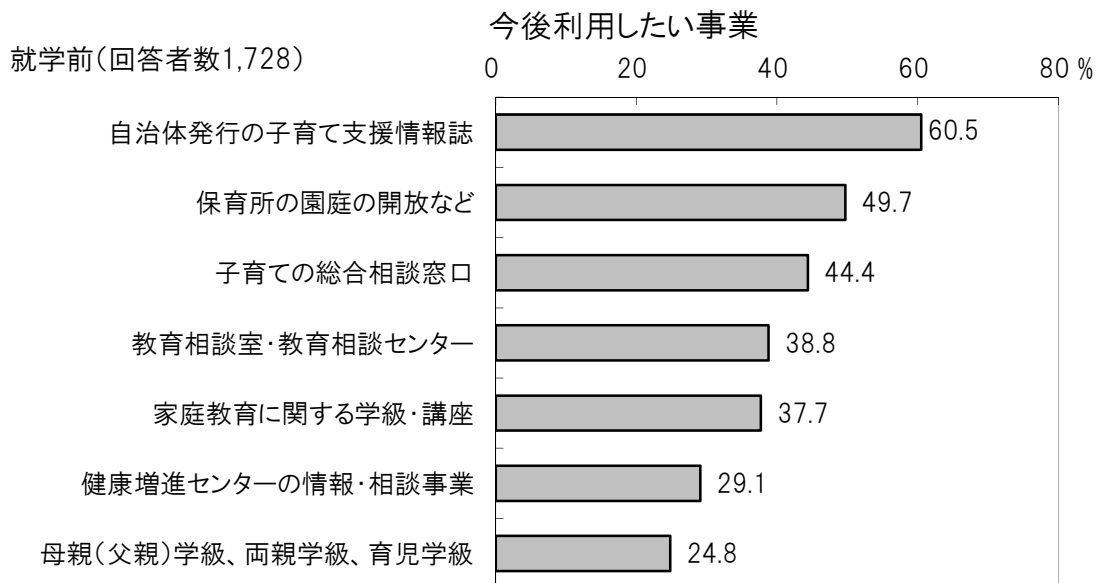
資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

相談相手・場所としては、「友人や知人」が最も高く、次いで「祖父母等の親族」が多くなっています。



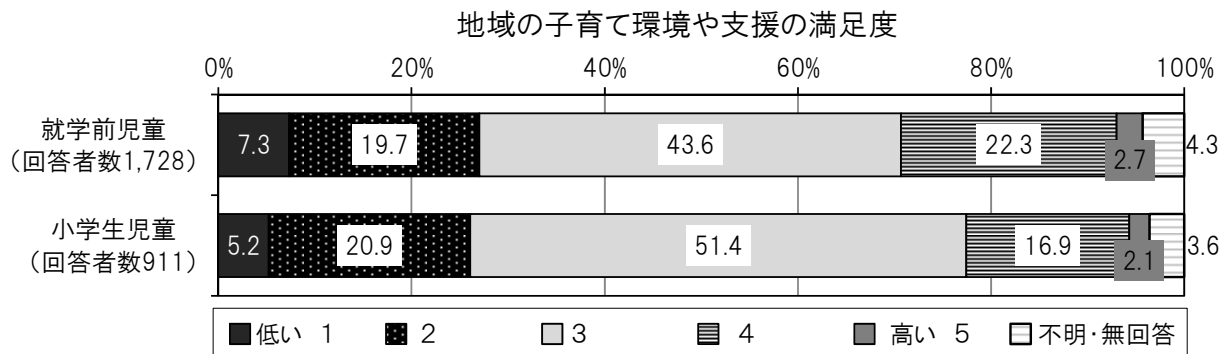
資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

今後利用したい事業としては、「自治体発行の子育て支援情報誌」が60.5%と最も多く、次いで、「保育所の園庭の開放など」が49.7%、「子育ての総合相談窓口」が44.4%となっています。



資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

地域の子育て環境の満足度は、「3」が就学前児童で43.6%、小学生児童で51.4%と最も多くなっています。



資料：子ども・子育て支援新制度に関するニーズ調査

第4節 子ども・子育てに関する課題

第1節から第3節の状況を踏まえた主な課題は下記のとおりとなります。

1. ゆるやかな少子化の進行

富士見市では、近年宅地開発や道路・交通の利便性の向上などにより、子育て世代の転入が増えており、年少人口の割合や、出生率は全国、埼玉県に比べると、顕著に高くなっています。しかし、男女共に未婚率が上昇している中、年少人口や出生数自体はほぼ横ばい、年によっては微減傾向となっており、徐々に少子化が進行していることがうかがえます。

2. 就学前児童の保育ニーズの高まり

子育て世代の女性の就業率は10年前に比べ上昇しており、働いている女性の約6割は育児休業を取得している状況です。その影響から、就学前児童の教育・保育の状況を見ると、幼稚園在園児数はほぼ横ばいであるのに対し、特に0～2歳の入所児童数の増加率が高く、保育ニーズは高まりつつあります。

また、保育所や幼稚園等の施設を選ぶ際に重視する点は、「自宅の近くにある」が高くなっておりませんが、ニーズ調査の分析結果では、保育所を利用する保護者のニーズには「駅の近く」「職場の近く」の比率が高い傾向にあり、生活導線も視野に入れた教育・保育の提供体制を検討していく必要があります。

3. 就学児童の放課後の居場所づくり

放課後の過ごし方として、低学年では「放課後児童クラブ」が約2割となっていますが、保育所入所児童数の増加に伴い、小学校入学後の放課後児童クラブについても利用人数は増加傾向にあります。今後も放課後児童の居場所を確保するため、余裕教室の活用も含め放課後児童クラブの運営を充実していくことが重要になります。

4. 相談・情報提供の充実

子育てにかかわっている人は母親が大半であり、日常的に子どもをみてる親族・知人が「いずれもない」との回答も1～2割程度いる状況です。また、相談相手・場所は9割以上は「いる／ある」となっていますが、「いない／ない」も数パーセント回答があります。一方、相談相手・場所として、市の関係機関の割合は非常に少なく、また、今後利用したい事業としては「自治体発行の子育て支援情報誌」が最多となっていることなどから、相談機関やサービスなどについての情報提供を充実し、子育て家庭の支援を行うことが重要となります。

第5節 子ども・子育て支援新制度

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」という法律ができ、その関連する法律に基づき、幼児期の学校教育（幼稚園・認定こども園）や保育、地域の子育て支援の量や質の向上を進めていく制度です。

全体像

1. 子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所

地域型保育給付

- 小規模保育
(定員は6人以上19人以下)
- 家庭的保育
(保育者の居宅等において保育を行う。
定員は5人以下)
- 居宅訪問型保育
(子どもの居宅等において保育を行う)
- 事業所内保育
(事業所内の施設等において保育を行う)

2. 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援【新設】
- ②延長保育(時間外保育事業)
- ③放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ④子育て短期支援事業
- ⑤乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業
- ⑦子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)
- ⑧一時預かり事業
- ⑨病児・病後児保育事業(病児保育事業)
- ⑩ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)
- ⑪妊婦健康診査事業
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑬多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

上記()内は国の名称

子ども・子育て支援新制度で変わること(要約)

(1) 新制度に移行する幼稚園、認定こども園、保育施設等の運営基準を条例で決めました。

(2) 保育施設等を利用できる人が
「保育に欠ける児童」から
「保育を必要とする児童」に変わります。

(3) 新制度に移行する幼稚園・保育施設等の利用手続きが変わります。
・子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じた1～3号の認定を受けること。
・2号・3号の場合は、標準時間認定または短時間認定を受けること。
※この認定区分により、国からの給付額が変わってきます。

(4) 新制度に移行する幼稚園・地域型保育
(現在の家庭保育室)の保育料が変わります。
・保育所と同様にそれぞれの所得に応じた保育料が決められ、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(5) 市が放課後児童クラブの設備や運営基準を条例で定め、
小学校4年生までが対象でしたが、小学校6年生までに変わります。

(6) 放課後児童クラブの集団の単位は、
おおむね40人までとなります。

<詳細は第4章 施策の展開に記載>

第3章 計画の基本理念及び施策の体系

第1節 子ども・子育ての基本理念

本計画の基本理念を「**子育て 子育て ともに育つ 笑顔あふれるまち 富士見市**」とし、子どもを安心して生み育て、すべての子どもが健やかに成長できる環境を整えるとともに、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを実感できるような支援をしていきます。

次代を担う子ども一人ひとりが、将来に夢や希望をもち、心豊かに育つために、地域全体が子どもと子育て家庭への理解や関心を深め、ともに支え合えるまちの実現を目指します。

子どもたちの笑顔あふれる魅力あるまちを目指して、市民と市が一体となって子どもと子育て家庭を支援していきます。

<基本理念の考え方>

子ども・子育て支援事業計画の基本理念は、子ども・子育て支援法第2条の基本理念及び基本指針の子ども・子育て支援の意義に沿うものとし、また本市における上位計画である『富士見市第5次基本構想』及び現行計画である富士見市次世代育成支援行動計画（後期行動計画）の基本理念との整合性を図りながら策定するものです。

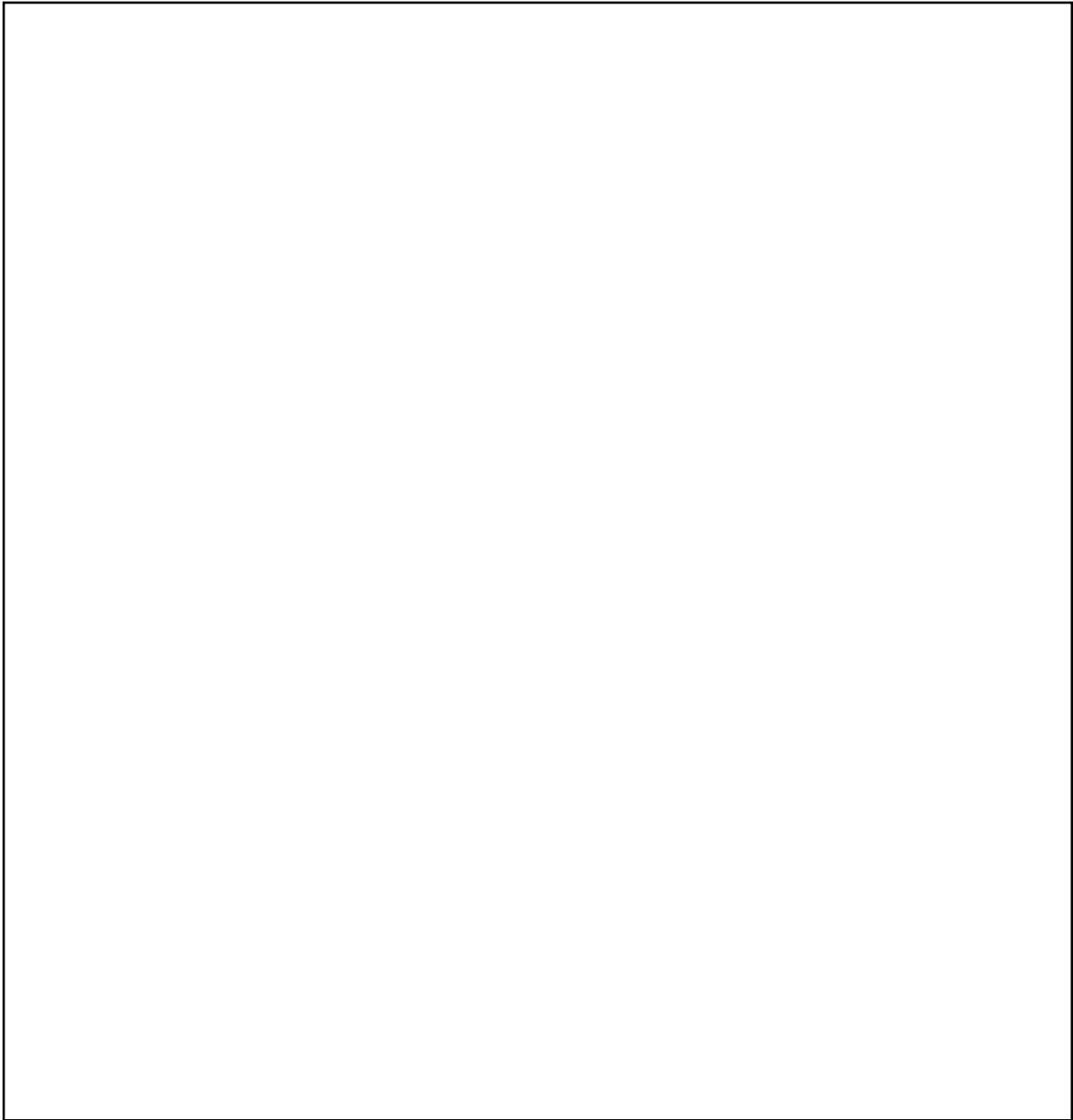
<子ども・子育て支援法における基本理念>

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

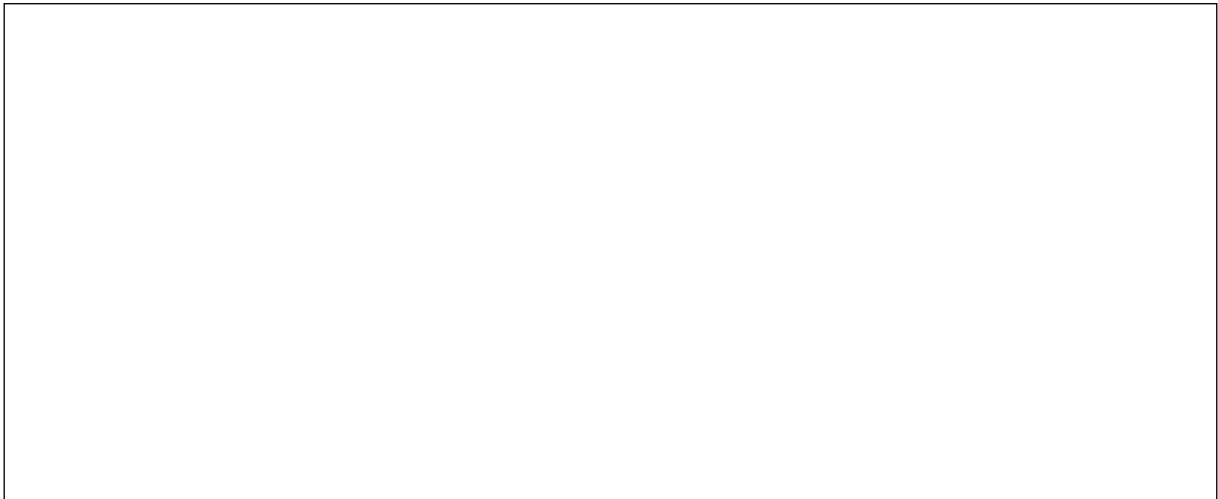
2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

<子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針における子ども・子育て支援の意義



<富士見市第5次基本構想中期基本計画>



第2節 基本目標

1. 質の高い教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供

子どもと子育て家庭に対し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援します。

2. 一人ひとりの個を伸ばす支援

子どもの最善の利益を考え、子どもの人権を尊重するとともに、虐待を受けている子どもや障がいをもっている子どもなど保護・支援を必要とする子どもや、ライフステージに応じた支援を行います。

3. 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭への経済的支援や妊娠から出産後まで一貫した母子の健康診査等の健康管理支援と、健康相談等の不安解消や仲間づくりの支援など、さまざまな子育て家庭への支援の充実を図ります。

4. 地域や社会が支える子育て支援

防犯活動など子どもが安心して生活するための支援、子育てサークルや交流機会の提供、情報の提供など、地域での子育て家庭への支援を行います。

第3節 施策の体系

基本理念

子育て

子育て

ともに育つ

笑顔あふれるまち

富士見市

教育・保育事業〈国必須記載事項〉

- 1 学校教育の提供
- 2 保育の提供

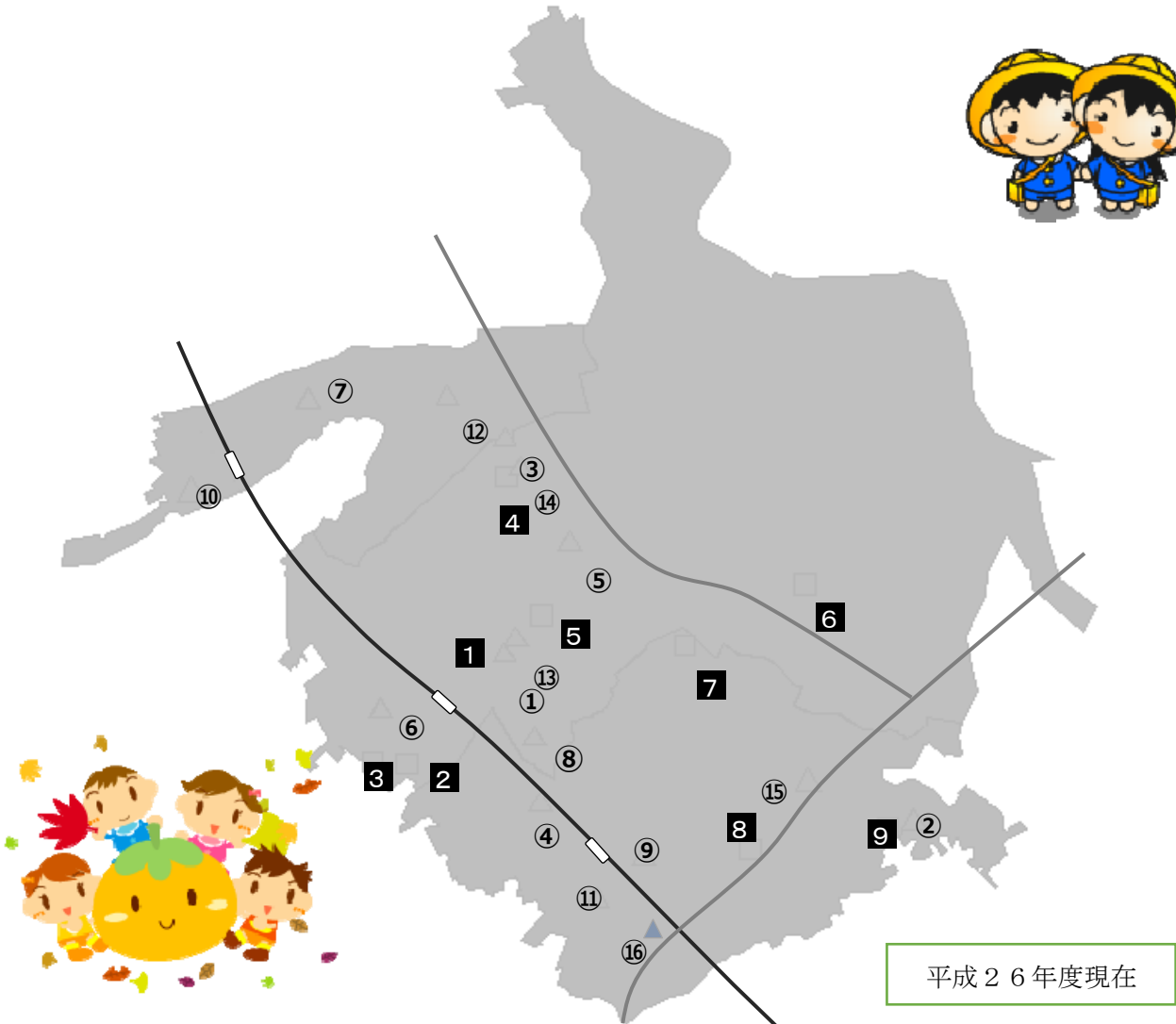
地域子ども・子育て支援事業〈国必須記載事項〉

次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策

1. 一人ひとりの個を伸ばす支援
 - (1)子どもの権利の尊重
 - (2)児童虐待防止対策の充実 〈国任意記載事項〉
 - (3)障がい児施策の充実 〈国任意記載事項〉
 - (4)子どもの発達段階に応じた支援
2. 子育て支援家庭への支援の充実
 - (1)子育て家庭への経済的支援
 - (2)母子の健康増進
 - (3)思春期保健対策
 - (4)ひとり親家庭の自立支援 〈国任意記載事項〉
 - (5)仕事と子育ての両立に向けた支援 〈国任意記載事項〉
3. 地域や社会が支える子育て支援
 - (1)子どもが安心して生活するための支援
 - (2)子育てに関する情報提供
 - (3)子どもの健全育成の充実
4. 他の計画へ引き継ぐ施策
5. その他

第4節 教育・保育提供区域の設定

子ども子育て支援事業計画の策定において、国からは、各自治体における「教育・保育の提供区域」を設定することが義務付けられています。富士見市では、地理的状況やニーズ調査結果を踏まえ、より利用者の選択肢が広がり、柔軟に対応ができるよう、教育・保育の提供区域を1区域と設定します。



| 保育所(園) | |
|--------|------------|
| ① | 第1保育所 |
| ② | 第2保育所 |
| ③ | 第3保育所 |
| ④ | 第4保育所 |
| ⑤ | 第5保育所 |
| ⑥ | 第6保育所 |
| ⑦ | ふじみ野保育園 |
| ⑧ | こばと保育園 |
| ⑨ | けやき保育園 |
| ⑩ | 子どものそのBaby |
| ⑪ | 西みずほ台保育園 |
| ⑫ | 勝瀬こばと保育園 |
| ⑬ | けやきわかば保育園 |
| ⑭ | すくすく保育園 |
| ⑮ | 富士見れんげ保育園 |
| ⑯ | 針ヶ谷保育園 |

| 幼稚園 | |
|-----|-----------|
| 1 | 谷津幼稚園 |
| 2 | 富士見台幼稚園 |
| 3 | 銀の鈴幼稚園 |
| 4 | きたはら幼稚園 |
| 5 | すわ幼稚園 |
| 6 | 南畑幼稚園 |
| 7 | ほんごう幼稚園 |
| 8 | みずたに幼稚園 |
| 9 | 富士見みずほ幼稚園 |

第4章 施策の展開

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに分かれます。今回の計画では、これらの事業の見込み量や、その提供体制（確保量）について定めます。

子ども・子育て支援給付については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し、学校教育・保育を提供することとなります。

■ 認定区分と提供施設

| | 1号 | 2号 | 3号 |
|------|---|--|--------------------|
| | 3～5歳 | 3～5歳 | 0～2歳 |
| 認定区分 | 幼児期の学校教育のみ | 保育の必要性あり | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・専業主婦(夫) ・両親共働き(短時間) ・両親共無職 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭 ・両親共働き(長時間) 等 | |
| 提供施設 | 幼稚園、認定こども園 | 保育所、認定こども園 | 保育所、認定こども園、地域型保育施設 |

第1節 教育・保育事業

1. 学校教育の提供(幼稚園・認定こども園)

(1) 事業内容・現状

1号認定(3~5歳・幼児期の学校教育を希望)を受けた子どもに対して、幼稚園または認定こども園が幼児期の学校教育を提供する事業となります。

■これまでの実績

(単位:人)

| 3~5歳 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園等定員数(人) | 2,295 | 2,295 | 2,295 | 2,295 | 2,295 |
| か所数(か所) | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 利用児童数(市内在住・人) | 1,466 | 1,442 | 1,524 | 1,439 | 1,478 |
| 市外幼稚園等利用児童数(人) | 539 | 545 | 503 | 485 | 472 |
| 利用児童合計 | 2,005 | 1,987 | 2,027 | 1,924 | 1,950 |

※各年度とも5月1日時点

「学校教育」の定義について

- 学校教育法第一条では、「この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。」と定義づけられています。
- 国の、子ども・子育て支援に関する調査票の「用語の定義」として、「幼稚園：学校教育法に定める、3~5歳児に対して学校教育を行う施設(学校教育法第22条)」と定義づけられています。
- そのため、本節における「学校教育」とは、幼児期の学校教育、すなわち幼稚園・認定こども園のことを指すものとします。

※私立幼稚園は、子ども・子育て支援新制度(内閣府)に移行する園とそのまま文部科学省管轄の幼稚園が存在することとなります。(各幼稚園が選択します)
見込み量・確保策においては、両方の幼稚園の合計数です。

(2) 見込み量・確保策

幼稚園・認定こども園などの学校教育施設は平成 26 年度現在 9 園あります。

広域利用分*を含めても、1 号認定分は、今後の量の見込みに対し、定員数は上回っており、提供体制は十分に確保されています。

また、2 号認定で保育の必要性があっても、学校教育の利用を希望する家庭について、市内において確保できていない分は、幼稚園での一時預かり事業で対応します。

■見込み及び提供体制

(単位:人)

| | 平成 27 年度 | | | 平成 28 年度 | | | 平成 29 年度 | | | |
|----------------------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 1 号 | 2 号 | 合計 | 1 号 | 2 号 | 合計 | 1 号 | 2 号 | 合計 | |
| | 3-5 歳 | 3-5 歳 | | 3-5 歳 | 3-5 歳 | | 3-5 歳 | 3-5 歳 | | 3-5 歳 |
| ①必要量(見込み量) | 1,571 | 295 | 1,866 | 1,608 | 302 | 1,910 | 1,602 | 301 | 1,903 | |
| ②提供量(確保量) | 2,735 | 115 | 2,850 | 2,746 | 115 | 2,861 | 2,764 | 145 | 2,909 | |
| 幼稚園・ 認定こども園 内訳 | 市内 | 2,250 | 45 | 2,295 | 2,250 | 45 | 2,295 | 2,270 | 75 | 2,345 |
| | ふじみ野市 | 278 | 70 | 348 | 280 | 70 | 350 | 280 | 70 | 350 |
| | 三芳町 | 96 | | 96 | 99 | | 99 | 97 | | 97 |
| | 志木市 | 70 | | 70 | 72 | | 72 | 72 | | 72 |
| | その他 | 41 | | 41 | 45 | | 45 | 45 | | 45 |
| ③他市からの受入れ数 | 500 | | 500 | 500 | | 500 | 500 | | 500 | |
| ②-①-③ | 664 | -180 | 484 | 638 | -187 | 951 | 662 | -156 | 1,006 | |

| | 平成 30 年度 | | | 平成 31 年度 | | | |
|----------------------|----------|-------|-------|----------|-------|-------|-------|
| | 1 号 | 2 号 | 合計 | 1 号 | 2 号 | 合計 | |
| | 3-5 歳 | 3-5 歳 | | 3-5 歳 | 3-5 歳 | | |
| ①必要量(見込み量) | 1,606 | 301 | 1,907 | 1,600 | 300 | 1,900 | |
| ②提供量(確保量) | 2,765 | 145 | 2,910 | 2,764 | 145 | 2,909 | |
| 幼稚園・ 認定こども園 内訳 | 市内 | 2,270 | 75 | 2,345 | 2,270 | 75 | 2,345 |
| | ふじみ野市 | 281 | 70 | 351 | 280 | 70 | 350 |
| | 三芳町 | 97 | | 97 | 97 | | 97 |
| | 志木市 | 72 | | 72 | 72 | | 72 |
| | その他 | 45 | | 45 | 45 | | 45 |
| ③他市からの受入れ数 | 500 | | | 500 | | | |
| ②-①-③ | 659 | -156 | 503 | 664 | -155 | 509 | |

*ここでの「必要量(見込み量)」とはニーズ調査から算出された必要とされる人数です。

※広域利用とは

富士見市に住み、他市町村の「教育・保育施設」を利用すること(上記②のふじみ野市・三芳町・志木市・その他部分)、あるいは他市町村に住み、富士見市の「教育・保育施設」を利用する(上記③部分)ことです。

2. 保育の提供(保育所・認定こども園・地域型保育事業)

(1) 事業内容・現状

保護者の就労等の理由により主に昼間保護者が児童の保育を行うことができない場合に、保育所等で保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労等と子育ての両立を支援するものです。

これまでは、児童福祉法に基づく「保育に欠ける」児童だけが対象でしたが、新制度では「保育を必要とする」児童が対象となりました。

これまでも、保育施設の充実に向け、平成 23 年度に 2 園（150 名）、平成 25 年度に 1 園（90 名）、平成 26 年度にも 1 園（90 名）の開園をするなど、更なる定員の拡充を図ってきました。

■これまでの実績

(単位:人)

| 0～2歳 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 保育所利用者数(人) | 453 | 511 | 514 | 555 | 601 |
| 保育所定員数(人) | 452 | 523 | 518 | 571 | 613 |
| か所数(か所) | 12 | 14 | 14 | 15 | 16 |

| 3～5歳 | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 保育所利用者数(人) | 660 | 686 | 729 | 753 | 787 |
| 保育所定員数(人) | 650 | 703 | 708 | 787 | 831 |
| か所数(か所) | 11 | 13 | 13 | 14 | 15 |

※各年度とも 4 月 1 日時点

(2) 見込み量・確保策

新制度では、2号及び3号認定（0歳～5歳・保育の必要性がある）を受けた子どもに対して、保育所又は認定こども園、さらに新たに加わった地域型保育事業が保育を提供していくこととなり、利用者の選択肢が増え、ニーズに合った保育の提供ができるようになります。

市では、平成27年4月開園に向けて、新たな施設整備として保育所及び認定こども園を合わせて3か所を予定しているほか、既存の保育所の増改築による定員増など、更なる保育環境の充実に取り組んでいきます。

■見込み及び提供体制

(単位:人)

| | | 平成27年度 | | | 平成28年度 | | | 平成29年度 | | | |
|------------|----------------|------------|---------------|-----|------------|---------------|-----|------------|---------------|-----|-----|
| | | 2号 3-5歳 | 3号 0歳 1-2歳 | | 2号 3-5歳 | 3号 0歳 1-2歳 | | 2号 3-5歳 | 3号 0歳 1-2歳 | | |
| ①必要量(見込み量) | | 819 | 144 | 664 | 784 | 158 | 700 | 774 | 164 | 705 | |
| ②提供量(確保量) | | 923 | 144 | 664 | 1,003 | 153 | 680 | 1,051 | 165 | 710 | |
| 内訳 | 保育所・ 認定こども園 | 市内 | 903 | 131 | 601 | 983 | 141 | 617 | 1,031 | 152 | 647 |
| | | ふじみ野市 | 8 | 2 | 5 | 8 | 2 | 5 | 8 | 2 | 5 |
| | | 三芳町 | 5 | 2 | 4 | 5 | 1 | 4 | 5 | 2 | 4 |
| | | その他 | 7 | | | 7 | | | 7 | | |
| | 地域型保育事業 | 0 | 9 | 54 | 0 | 9 | 54 | 0 | 9 | 54 | |
| ②-① | | 104 | 0 | 0 | 219 | -5 | -20 | 277 | 1 | 5 | |

| | | 平成30年度 | | | 平成31年度 | | | |
|------------|----------------|------------|---------------|-----|------------|---------------|-----|-----|
| | | 2号 3-5歳 | 3号 0歳 1-2歳 | | 2号 3-5歳 | 3号 0歳 1-2歳 | | |
| ①必要量(見込み量) | | 777 | 163 | 707 | 774 | 162 | 703 | |
| ②提供量(確保量) | | 1,051 | 165 | 710 | 1,051 | 165 | 710 | |
| 内訳 | 保育所・ 認定こども園 | 市内 | 1,031 | 152 | 647 | 1,031 | 152 | 647 |
| | | ふじみ野市 | 8 | 2 | 5 | 8 | 2 | 5 |
| | | 三芳町 | 5 | 2 | 4 | 5 | 2 | 4 |
| | | その他 | 7 | | | 7 | | |
| | 地域型保育事業 | 0 | 9 | 54 | 0 | 9 | 54 | |
| ②-① | | 274 | 2 | 3 | 277 | 3 | 7 | |

第2節 地域子ども・子育て支援事業

1. 利用者支援

(1) 事業内容・現状

子ども・子育て新制度において新たに位置づけられた事業です。市民が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう、利用希望者からの相談に応じて必要な情報提供やアドバイスを行うとともに、関係機関との連絡調整や情報集約を行います。

(2) 見込み量・確保策

子育てや、幼児教育・保育などに関する相談など、保護者の多様なニーズに対応することができるよう、子育てに関する総合的な情報を集約・発信し、専任職員の育成・配置も含め支援体制を整備していきます。平成27年度は保育課窓口での提供、平成28年度以降は保育課窓口以外での提供も計画していきます。

■提供体制

(単位:か所)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 提供体制 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |

2. 延長保育(時間外保育事業)

(1) 事業内容・現状

保育事業を利用している乳幼児の保護者が、就労時間の延長などにより通常の保育時間を超える保育が必要な場合、保育所等での保育時間を延長して乳幼児の預かりを行います。

■これまでの実績

(単位:人)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | — | 649 | 718 | 806 | — |
| 提供体制(か所) | 12 | 14 | 14 | 15 | 16 |

※平成22年度については集計方法が違ったため、人数は記載していません。

(2) 見込み量・確保策

現在、すべての保育所で延長保育を実施していますが、平成27年度以降新たに開設する保育施設でも実施し、保育所等に在籍する児童のうち、延長保育が必要と認められる人数については全ての提供体制を整備していきます。

■見込み及び提供体制

(単位:人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 1,113 | 1,126 | 1,126 | 1,127 | 1,122 |
| 提供体制 | 1,113 | 1,126 | 1,126 | 1,127 | 1,122 |
| 提供体制(か所) | 18 | 19 | 20 | 20 | 20 |

3. 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

(1) 事業内容・現状

保護者の就労等により昼間家庭が留守になるなどの小学生に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労等と子育ての両立を支援するものです。

これまでの取り組み状況は、平成21年度まで待機児童が生じていましたが、平成22年度に諏訪第2・ふじみ野第2クラブの整備を行い、待機児童が生じないことを基本的な考え方として、その後も、各クラブの利用状況を踏まえ、みずほ台第2、ふじみ野第3クラブの整備を行い、平成26年度現在、放課後児童クラブは市内小学校11校に対し16クラブとなっています。

■これまでの実績

(単位:人)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 1～3年生 | 583 | 614 | 635 | 656 | 648 |
| 4年生 | 141 | 113 | 118 | 133 | 134 |
| クラブ数 | 13 | 15 | 15 | 16 | 16 |

※各年度とも4月1日現在の人数

(2) 見込み量・確保策

子ども・子育て支援法に基づき、設備と運営に関する最低基準を条例で定めましたが、本市においては、現在もこの条例を上回る内容で運営を行っており、今後もこの水準を継続していきます。

鶴瀬小学校と水谷小学校に第2児童クラブの整備や余裕教室の活用など、今後につきましても待機児童を生じさせないことを基本に施設整備をしていきます。

■見込み及び提供体制

(単位:人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(1～3年生) | 687 | 680 | 694 | 702 | 710 |
| 提供体制(1～3年生) | 690 | 695 | 725 | 740 | 740 |
| 量の見込み(4～6年生) | 229 | 252 | 250 | 253 | 266 |
| 提供体制(4～6年生) | 230 | 265 | 275 | 300 | 300 |
| クラブ数 | 18 | 19 | 20 | 21 | 21 |

※平成27年度からは1～6年(全学年)が利用可能となります。

4. 子育て短期支援事業

(1) 事業内容・現状

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、原則7日以内の宿泊を伴う養育・保護を行います。

当市においては、富士見市緊急ファミリーサポート事業で対応しています。

■これまでの実績

(単位:延べ人数/年)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | — | 3 | 0 | 4 | — |

(2) 見込み量・確保策

子育て短期支援事業については、今後も、富士見市緊急ファミリーサポート事業を継続していきます。

■見込み及び提供体制

(単位:延べ人数/年)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 提供体制(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

5. 乳児家庭全戸訪問事業

(1) 事業内容・現状

生後 2～3 か月の頃に全世帯を母子保健推進員が家庭訪問し、地域の子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握するとともに、不安や悩みを保健師につないでいきます。

また希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を行い、発育や保護者の不安等に対して助言し、安心して子育てが始められるよう支援しています。

■これまでの実績

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施件数 | 785 | 748 | 843 | 922 | — |
| 対象件数 | 993 | 935 | 977 | 1,052 | — |
| 提供体制(実施率:%) | 79.0 | 80.0 | 86.3 | 87.6 | — |
| 実施体制(動員職員数) | 95 | 97 | 95 | 98 | — |

※母子保健推進員と、増進センター内保健師

(2) 見込み量・確保策

対象となる乳児のいるすべての家庭を訪問し、訪問できない場合には、電話連絡等による確認を行い、養育環境の全数把握に努めます。

また希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を今後もを行い、発育や保護者の不安等に対して助言していきます。

■見込み及び提供体制

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み(件) | 892 | 900 | 905 | 910 | 916 |
| 提供体制(実施率:%) | 88.0 | 88.0 | 89.0 | 90.0 | 91.0 |
| 実施体制(動員職員数) | 101 | 101 | 101 | 101 | 101 |
| 出生数見込み(人) | 1,014 | 1,023 | 1,017 | 1,012 | 1,007 |

※実施率については、富士見市第5次基本構想中期基本計画で目標値としています。

6. 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

(1) 事業内容・現状

新生児訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や乳幼児健診等をとおして、育児不安や困難をかかえている家庭を早期に把握し、保健師や育児経験者等の支援者が訪問し、専門指導・育児支援などを実施することにより、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させ、乳幼児の健全な成長を支援することにより、児童虐待等の予防を図ります。

■これまでの実績

(単位:人)

| 養育支援訪問事業 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 実施人数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 実施体制(動員職員数) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 見込み量・確保策

支援が必要と判断された家庭に対して、保健師が訪問し、相談・指導等の支援を実施します。また、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関と連携し、ケースの状況により子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）としての対応とし、保健師、保育士等が訪問する中で連絡調整・情報共有を図り支援を行います。

■見込み及び提供体制

(単位:人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 実施体制(動員職員数) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 実施機関・団体(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

※母子保健事業等より抽出される各年度の「こんにちは赤ちゃん事業」や乳幼児健診の状況、実績から平成27年度見込みを計上。

7. 子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

(1) 事業内容・現状

子育て支援センターにおいて、子育ての相談や情報提供に応じたり、子育て中の親子の交流やあそぼう会、園庭開放などを通じて子育てを支援します。

平成26年度現在、鶴瀬西交流センター内に1か所、民間保育園7か所で実施しています。

■これまでの実績

(単位:延べ人数/年)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 員数 | 40,500 | 52,498 | 57,287 | 65,589 | — |
| 提供体制(か所) | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 |

※子育て支援センターに遊びに来た人、講習会等に参加した人等の親・子それぞれを集計。

(2) 見込み量・確保策

平成27年度、平成28年度にも新たに開設し、利用者のニーズに応えられるよう、提供体制を確保していきます。子育て支援センター数が増えることで、より地域に密着した事業が展開されます。

■見込み及び提供体制

(単位:延べ人数/年)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 69,979 | 69,970 | 70,003 | 70,004 | 69,944 |
| 提供体制 | 70,000 | 73,000 | 73,000 | 73,000 | 73,000 |
| 提供体制(か所) | 9 | 10 | 10 | 10 | 10 |

8. 一時預かり事業

(1) 事業内容・現状

保護者が仕事、疾病、用事、リフレッシュ等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児を、主として昼間において保育所その他の場所において一時的な預かりを行います。平成26年度現在、幼稚園9園、保育所8園の計17園で実施しています。

■これまでの実績

(単位:延べ人数/年)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 幼稚園での在園児の利用者 | 16,844 | 19,392 | 23,101 | 29,282 | — |
| 保育所での一般の利用者 | 12,707 | 13,945 | 9,551 | 10,168 | — |
| 合計 | 29,551 | 33,337 | 32,652 | 39,450 | — |
| 提供体制(か所) | 15 | 16 | 16 | 17 | 17 |

(2) 見込み量・確保策

保育の必要性はあるが学校教育の利用を希望し、継続的に利用する家庭の増加や、リフレッシュ等による一時的な利用ニーズに 대응するため、今後も幼稚園や保育所等による一時預かりを実施していきます。

■見込み及び提供体制

(単位:延べ人数/年)

| | | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の 見込み | 1号認定(幼稚園)による利用 | 18,847 | 19,028 | 19,015 | 19,050 | 18,984 |
| | ※2号認定(幼稚園)による利用 | 44,100 | 45,815 | 38,220 | 38,220 | 37,975 |
| | 保育所等による利用 | 15,278 | 15,457 | 15,460 | 15,475 | 15,423 |
| 合計 | | 78,225 | 80,300 | 72,695 | 72,745 | 72,382 |
| 提供体制(か所) | | 17 | 18 | 18 | 18 | 18 |

※2号認定による利用は、P29の「学校教育の提供」における2号認定の供給不足分を補うものです。

(例) 平成27年度 44,100人 = 180人×年間利用日数245日

180人(2号認定不足分)は、P29表中、平成27年度2号区分の②-①欄「-180」より算出された数字です。

9. 病児・病後児保育事業(病児保育事業)

(1) 事業内容・現状

発熱等の急な病気となった児童(病児)や病気回復期の児童(病後児)が、教育・保育施設に通えなかったり、保護者による保育ができない場合に、保育所等に併設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育を行います。

当市においては、富士見市緊急ファミリーサポート事業でも対応しています。

■これまでの実績

(単位:延べ人数/年)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人数 | — | 78 | 68 | 54 | — |
| 提供体制(か所) | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |

※ふじみ野市及び三芳町と広域利用協定を結んで実施。

(2) 見込み量・確保策

今後のニーズは多くなることが見込まれますが、近隣市町による協同事業で取り組んでいきます。平成27年度にふじみ野市内に開設予定の施設において協定を結ぶ予定です。

あわせて、富士見市緊急ファミリーサポート事業も実施していきます。

■見込み及び提供体制

(単位:延べ人数/年)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 667 | 678 | 678 | 680 | 675 |
| 提供体制 | 980 | 980 | 980 | 980 | 980 |
| 提供体制(か所) | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |

※提供体制 980人=4人(病後児保育室定員)×245日(年間の利用可能日数)

10. ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)

(1) 事業内容・現状

児童の預かり、保育所・放課後児童クラブの送迎時の支援等を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）とのマッチングにより、相互援助活動の支援を行います。平成 26 年9月現在の会員数は、依頼会員730名、提供会員121名、両方会員77名です。

■これまでの実績

(単位:延べ人数/年)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 未就学児童 | 1,771 | 3,003 | 2,892 | 2,292 | — |
| 小学生児童 | 1,989 | 1,298 | 1,545 | 1,301 | — |
| 合計 | 3,760 | 4,301 | 4,437 | 3,593 | — |

(2) 見込み量・確保策

ファミリー・サポート・センターについては、今後も、依頼会員の増加が見込まれますが、事業内容の周知を図り、地域全体で子育て家庭を支援していくため、引き続き提供会員の確保に努めていきます。

■見込み及び提供体制

(単位:延べ人数/年)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 量の見込み | 4,788 | 4,746 | 4,830 | 4,830 | 4,872 |
| 提供体制(未就学児童) | 2,945 | 2,919 | 2,970 | 2,970 | 2,996 |
| 提供体制(小学生児童) | 1,843 | 1,827 | 1,860 | 1,860 | 1,876 |
| 合計 | 4,788 | 4,746 | 4,830 | 4,830 | 4,872 |

11. 妊婦健康診査事業

(1) 事業内容・現状

妊娠している方に対して、妊婦健康診査（14回分の助成）を行います。

■これまでの実績

(単位:人)

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ受診者数 | 19,234 | 21,739 | 21,929 | 22,439 | — |
| 受診票1回目利用者数① | 942 | 993 | 1,009 | 988 | — |
| 妊娠届出数② | 1,002 | 1,018 | 1,041 | 1,023 | — |
| 受診率(①÷②×100)% | 94.0 | 97.5 | 96.9 | 96.6 | — |

※『妊娠届出数』：当市で妊娠届を出し受理したもの

※延べ受診者数は、年度ごとの受診票・助成券利用者数の合計です。

※受診票1回目利用者数①は、14回の健診の中で最も受診者数が多く、使われる確率も高いため、この数字を使用しています。

(2) 見込み量・確保策

国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、妊婦の健康管理の向上に努めます。

また、妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、必要に応じて医療機関や他部署と連携しながら訪問や相談等を行い、乳幼児期の相談にもつながるよう、支援を継続します。

■見込み及び提供体制

(単位:人)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 延べ受診者数 | 22,700 | 23,000 | 23,200 | 23,500 | 23,800 |
| 受診票1回目利用者数 (量の見込み) | 1,020 | 1,030 | 1,040 | 1,050 | 1,060 |
| 妊娠届出数 | 1,060 | 1,070 | 1,080 | 1,090 | 1,100 |

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(1) 事業内容・現状

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が負担する教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(2) 確保策

国の補助制度に準じ、助成を実施していきます。

13. 多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

(1) 事業内容・現状

特定教育・保育施設等への多様な事業者による設置または運営に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(2) 確保策

今後、国・県の動向を踏まえ、検討します。

第3節 次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策

「次世代育成支援対策推進法」は次代の社会を担う子どもが健やかに育成される社会の形成に資するための行動計画を、策定することが義務付けられた平成26年度までの時限立法でした。今回この法が一部改正され、行動計画の策定は任意となりましたが、この法律が平成36年度まで10年間延長されました。

このことから「子ども・子育て支援事業計画」を、「次世代育成支援行動計画」の後継計画として位置づけ、その基本施策を当市の他の計画とも整合性を図っていきます。

1. 一人ひとりの個を伸ばす支援

子どもの最善の利益を考え、子どもの人権を尊重するとともに、虐待を受けている子どもや障がいをもっている子どもなど保護・支援を必要とする子どもや、ライフステージに応じた一人ひとりの個を伸ばす支援を行います。

(1) 子どもの権利の尊重

いじめ問題も含めた子どもの権利に関する施策の啓発・広報活動を実施するとともに、子ども自身が相談できる体制の整備を進めていきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|----------------------|---|-----|----------------|
| 1 | 子どもの権利擁護のための啓発と広報の推進 | すべての市民が子どもの人権を尊重する意識を高めるとともに、子ども自身も人権についての理解を深めるため、関連部署と協議をしつつ、いじめ問題も含めた子どもの権利に関する施策の啓発・広報活動を実施していきます。 | 拡大 | 子育て支援課 |
| 2 | 子ども自身が相談できる体制の整備 | 子どもたち自身が、親や学校などに気兼ねなく自由に相談できるように、ふれあい相談員とスクールカウンセラーが連携し、校内の相談に応じます。 また、ふれあい相談員が中学校区内の小学校に訪問し、児童・保護者の相談に対応するほか、スクールソーシャルワーカーによる、学校や関係機関と連携した相談等、家庭支援を充実します。 あわせて、土曜電話相談も含め、多くの方の利用につながるよう、広報に努めます。 | 継続 | 学校教育課 教育相談室 |

(2) 児童虐待防止対策の充実 <国任意記載事項>

虐待の予防や、虐待を受けている児童等の適切な保護や支援を図るために、富士見市子どもを守る地域協議会を充実していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|-----------------------------------|---|-----|--------|
| 1 | 富士見市子どもを守る地域協議会（要保護児童等対策地域協議会）の充実 | 虐待を受けている児童をはじめ、保護・支援を必要とする児童及びその保護者、支援・指導を必要とする妊婦の情報共有と対応を協議する「富士見市子どもを守る地域協議会」について、より有機的な連携ができるような運営方式を検討していきます。 | 継続 | 障がい福祉課 |

(3) 障がい児施策の充実 <国任意記載事項>

障がいや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、児童発達支援センターである「みずほ学園」を中心として障がい児へのサポートや、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校等関係機関の連携・児童同士の交流を促進するほか、各種相談体制を充実していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|--------------------|---|-----|--------|
| 1 | 「ノーマライゼーション」の普及の推進 | 障がいや障がいのある人に対する理解を深め、保育所、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校において障がいのある子どもと障がいのない子どもとがふれあえる場を充実します。また、特別支援教育コーディネーターの育成、すこやか支援員の研修等を含めた校内支援体制の整備を進めていきます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 2 | 障がい児保育の推進 | 「ともに生きる」ことを基本とし、手厚い保育を進め障がい児保育を継続して実施していきます。 | 継続 | 保育課 |
| 3 | 障がい児在宅支援制度の充実と推進 | 障がい児のための自立支援介護給付や児童発達支援、地域生活支援事業や生活サポート事業などの制度を充実し、障がい児の在宅支援の充実を図ります。また、障がい児支援の枠組みに発達障がい、難病が取り入れられたことも踏まえ、これらの多岐に及ぶサービス種類を整理し、市民に分かりやすい育児支援制度として提示していきます。 | 拡大 | 障がい福祉課 |

| | | | | |
|---|---------------------------|---|----|--------|
| 4 | 障がい児等の児童発達支援事業の推進 | 障がい児や発達遅れのある乳幼児に早期から機能訓練・親子指導・個別および集団指導を実施し、心身の発達を促していきます。 | 継続 | みずほ学園 |
| 5 | 障がい児への経済的支援の推進 | 障がい児を養育する保護者の経済的負担の軽減を図るため、障害手帳に連動する福祉サービス、補装具・日常生活用具の給付等、所得状況に応じた経済支援や、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、重度医療等の経済支援を行います。 また、障がい児支援の枠組みに発達障がい、難病が取り入れられたことを受けて、市施策の動向に合わせた支援計画や施策展開の検討を進めていきます。 | 継続 | 障がい福祉課 |
| 6 | 障がい児療育の内容の充実と保育所・幼稚園との連携 | 障がい児の専門療育施設としてあらゆる障がいの子どもたちを受け止め、個別・集団指導を行います。障がいのない児童との相互の育ち合いを図るため、保育所・幼稚園との交流保育を行います。また、保育所・幼稚園とみずほ学園との併用通園を推進します。 | 継続 | みずほ学園 |
| 7 | 幼・保・小・中学校・特別支援学校の交流と連携の推進 | 幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校の保護者、教職員などの連携を図るとともに子どもたちの交流活動を推進します。 特に、市内のモデル校である西中学校区を中心とし、出前授業やチームティーチングでの授業、部活動等での交流のほか、小中(特)合同研修会、講演会等を実施し、教職員、児童生徒の小中の交流・連携を推進していきます。 また、富士見特別支援学校では、中学校、高等学校等の交流・共同学習、小中学校との支援籍学習を進め、特別支援教育のセンター的機関として連携を進めていきます。 | 拡大 | 学校教育課 |
| 8 | 子ども同士のふれあい事業の推進 | 小学校就学前の幼児と近隣小学校の低学年との交流活動や、中学生の幼稚園や保育園への訪問による交流活動、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒と一緒に学ぶ支援籍学習など、幼稚園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校の子ども同士のふれあいを通じて、子どもたちに豊かな心を育てます。 | 継続 | 学校教育課 |

| | | | | |
|----|----------------------|--|----|-----------------|
| 9 | 発達相談事業の推進と個別支援、療育の充実 | 子育て相談をはじめ、発達の遅れや障がいのある乳幼児の個別相談を実施し、言語・機能訓練・訪問指導などの個別支援とともに、グループ指導・巡回相談など集団指導の充実を図ります。 個別支援、療育の実施にあたっては、保育所等訪問支援事業による個別支援も新たに実施し、乳幼児健診を基軸とした障がいの早期発見・早期療育や家族支援を視野に入れた相談・支援体制をとるために、機関連携をすすめます。 | 拡大 | みずほ学園 障がい福祉課 |
| 10 | 障がいや発達の遅れのある児童の相談の充実 | 発達の遅れ、適応障がい、親子関係、非行など多様な問題を抱える専門的な支援を必要とする児童・家庭に対し、家庭児童相談員による乳幼児健診二次相談やみずほ学園巡回相談、言語聴覚士による言語相談、精神科医による療育相談等の専門相談など、各種児童相談体制の充実を図ります。 また、乳幼児健診を基軸とした障がいの早期発見・早期療育や家族支援を視野に入れた相談・支援体制を構築していきます。 | 改善 | 障がい福祉課 |
| 11 | 教育相談事業の推進 | 不登校や発達障がいに関する相談に対応するため、教育相談室における相談や、専任教育相談員・特別支援教育相談担当の臨床心理士による相談、土曜日の電話相談、児童生徒の保護者や地域の方を対象とした「大人のためのピア・サポーター養成講座」など、教育相談を充実していきます。 | 継続 | 教育相談室 |

(4) 子どもの発達段階に応じた支援

乳幼児、小学生、中学・高校生など、子どもの発達段階に応じた各種支援の切れ目ない提供や、世代間の交流を推進していきます。

①乳幼児への支援

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|--------------------|---|-----|-------|
| 1 | 児童館の充実 | 児童の健全育成と子育て支援事業を展開する地域の拠点として利用者ニーズを的確に把握して地域住民の理解と協力を得ながら、事業内容の充実を図ります。 | 継続 | 保育課 |
| 2 | 放課後児童クラブの施設開放の実施 | 放課後児童クラブの空き時間を活用した、未就学児童とその保護者など地域の交流やふれあいの場としての施設開放について、より一層事業の周知に努め、有意義な施設活用を図っていきます。 | 改善 | 保育課 |
| 3 | みずほ学園の施設の活用の推進 | 理学療法訓練・言語訓練の外来や発達相談、1歳6か月検診後のフォロー教室、保育所・幼稚園児のフォロー教室、「あそびのひろば」の開催等、障がいのある児童や発達につまずきをもつ乳幼児に早期から機能訓練・親子指導・個別および集団指導を実施するとともに、地域の障がいや発達の遅れのある乳幼児に療育事業を行います。 | 継続 | みずほ学園 |
| 4 | 青空児童館(「あそびの学校」)の推進 | 身近な公園で「いつでもだれでも参加できます」というキャッチフレーズで、伝承あそびや集団あそびなどを行い、友だち同士・母親同士のコミュニケーションの場・仲間作りを促進します。 | 継続 | 保育課 |

②小学生への支援

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|--------------------------------|--|-----|--|
| 1 | 一人ひとりを大切に する教育の推 進 | 確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」の育成や、児童生徒一人ひとりの夢と希望がはぐくまれる教育を推進します。 また、学校に様々な支援員を配置し子どもに寄り添った学校教育活動を進めるほか、学校応援団の活動を学校教育活動に一層取り入れ、学校・家庭・地域との連携を一層密にした取組を行い、地域に根ざした学校づくりに努めます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 2 | 地域における子ども の交流・体験活 動支援の推進 | 「地域の教育力」を生かし、市民交流センター・公民館などを利用した交流・体験活動の機会を、地域スタッフやサークル・団体等の協力を得ながらつくり、地域の中で育つ環境づくりを推進します。 | 継続 | ふじみ野交流 センター 鶴瀬西交流セ ンター 公民館 |
| 3 | 児童館の充実 (再掲) | 児童の健全育成と子育て支援事業を展開する地域の拠点として利用者ニーズを的確に把握して地域住民の理解と協力を得ながら、事業内容の充実を図ります。 | 継続 | 保育課 |
| 4 | きょうだいボラン ティア事業の推 進 | 小学校入学予定の幼稚園児・保育園児と小学校1年生との交流会や中学校入学予定の児童たちの体験学習や部活動見学会、中学生が保育園や幼稚園に行き、異年齢集団との交流を深める取り組みなど、異年齢の交流を通じて幼児・小・中・高校生の双方が関わり合う事業を推進します。 | 継続 | 学校教育課 |
| 5 | 小中学校の学校 評議員制度の充 実 | 各評議員からの貴重な意見や提言等を学校運営に反映させる重要な制度として、さらに充実を図り、子どもたちに生きる力を育む、特色ある学校づくりを推進していきます。 今後は、学校運営支援者協議会との兼ね合いを考慮し、より効果的、効率的な制度の活用が図れるよう検討していきます。 | 改善 | 学校教育課 |
| 6 | 地域子ども教室事 業の推進 | 次代を担う心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校などを活用して、安全・安心な居場所(活動拠点)を全小学校区に設け、地域や放課後児童クラブとの協力のもとさまざまな体験活動や地域住民との交流活動を推進します。 今後、参加人数の増に対応できるよう、安全管理の徹底と、教育活動推進員との引き継ぎや後継者問題の解決を図っていきます。 | 改善 | 生涯学習課 |

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|------------------|--|-----|-------|
| 7 | いじめ・不登校対策の推進 | いじめや不登校等に悩む児童生徒への対応策として、専任教員による相談の充実を努めるとともに、適応指導教室『あすなろ』において、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充などにより学校復帰を支援します。 | 継続 | 教育相談室 |
| 8 | 情報教育の推進 | 情報教育モラルの育成に向けて、新たなソフトを計画的に活用していくとともに、各学校の情報教育全体計画と年間指導計画に基づき、情報教育の水準維持・向上を図ります。今後はタブレット型のパソコンの導入も視野に入れた検討を進めていきます。 | 改善 | 学校教育課 |
| 9 | 国際性を育む教育の推進 | AET(英語指導助手)による外国語教育、国際理解教育や、地域に住む外国の方を招いた実践的な活動等を推進します。今後は外国語の教科化等、国の流れに対応できるよう、AETの増員を視野に入れ、今年度は小学校外国語活動プロジェクトチームにおいて新たなアクティビティの補助的な教材の開発を検討していきます。 | 拡大 | 学校教育課 |
| 10 | 子どもに対する社会体験活動の推進 | 小・中学生に対して、自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会体験等、発達段階に応じた社会体験活動を地域の実情に合わせて実施し、学校・家庭・地域とのかかわりを大切に、ふれあいを活かした教育活動を推進します。 | 継続 | 学校教育課 |
| 11 | 住環境の学習の推進 | 児童生徒に住環境について考えさせ、学んだことが生活に生きていくような取組を進めていきます。環境を大切にする心を育て、くらしの中での知恵を身につけ実行できる教育活動を進めます。また、家庭や地域でできる、リサイクルやごみゼロ運動の参加や、エコライフを意識した活動を引き続き取り入れます。 | 継続 | 学校教育課 |

③中学・高校生への支援

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|----------------------|--|-----|-------|
| 1 | 子どもたちの「生きる力」の伸長 | 確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた「生きる力」の育成や児童一人ひとりの夢と希望がはぐくまれる教育を推進します。 また、学校に様々な支援員を配置し、子どもに寄り添った学校教育活動を進めるほか、学校応援団の活動を学校教育活動に一層取り入れ、学校・家庭・地域との連携を一層密にした取り組みを行い、地域に根ざした学校づくりに努めます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 2 | 中高生の居場所づくり | 児童館が中高生にとって気軽に立ち寄れる場所となり、生き生きと活動できる場を設け、地域とのつながりが持てる事業を展開していきます。 | 拡大 | 保育課 |
| 3 | 青少年ボランティアの育成 | 児童館行事への協力などによるサブリーダーの育成や、児童館と共催でプレイリーダーとして活躍するためのボランティア養成講座の実施、地域の子育てボランティア団体との交流などにより、青少年ボランティアの育成・支援を進めていきます。 | 継続 | 保育課 |
| 4 | 情報教育の推進(再掲) | 情報教育モラルの育成に向けて、新たなソフトを計画的に活用していくとともに、各学校の情報教育全体計画と年間指導計画に基づき、情報教育の水準維持・向上を図ります。今後はタブレット型のパソコンの導入も視野に入れた検討を進めていきます。 | 改善 | 学校教育課 |
| 5 | 国際性を育む教育の推進 | AET(英語指導助手)による外国語教育、国際理解教育や、地域に住む外国の方を招いた実践的な活動などを推進します。 AETの資質向上を目指した研修会等を充実させていく計画を進めていきます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 6 | 子どもに対する社会体験活動の推進(再掲) | 小・中学生に対して、自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会体験等、発達段階に応じた社会体験活動を地域の実情に合わせて実施し、学校・家庭・地域とのかかわりを大切に、ふれあいを活かした教育活動を推進します。 | 継続 | 学校教育課 |
| 11 | 住環境の学習の推進(再掲) | 児童生徒に住環境について考えさせ、学んだことが生活に生きていくような取組を進めていきます。環境を大切にすることを育て、くらしの中での知恵を身につけ実行できる教育活動を進めます。また、家庭や地域のできる、リサイクルやごみゼロ運動の参加や、エコライフを意識した活動を引き続き取り入れます。 | 継続 | 学校教育課 |

2. 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭への経済的支援や妊娠から出産後まで一貫した母子の健康診査等の健康管理支援と、健康相談等の不安解消や仲間づくりの支援など、さまざまな子育て家庭への支援の充実を図ります。

(1) 子育て家庭への経済的支援

中学生までの子ども医療費助成や保護者の教育費負担軽減などの各種経済支援についても実施していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|-------------------------|---|-----|--------|
| 1 | 就園奨励事業の推進 | 幼児教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、私立幼稚園の設置者並びに保護者に対する助成事業を推進します。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 2 | こども医療費支給事業の推進 | 子どもたちの健やかな成長と保護者の経済的負担の軽減のため、こども医療費の助成事業を推進します。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 3 | 保育料の適正負担の推進 | 保育の質の維持・向上を図るため、保育料及び放課後児童クラブ保護者負担金の適正化を推進します。 | 継続 | 保育課 |
| 4 | 保護者の教育費の負担軽減の充実 | 保護者の教育費の負担を軽減できるよう努めます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 5 | 要保護および準要保護児童生徒への援助費等の支給 | 準要保護認定者の学用品費、通学用品費(新入学用品費)、学校給食費、医療費、修学旅行費、校外活動費(要保護者には医療費、修学旅行費)の援助を継続して行っていきます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 6 | 障がい児への経済的支援の推進 | 障がいのある児童を養育する保護者の経済的負担の軽減を図るため、諸手当や医療費などの助成事業を推進します。 | 継続 | 障がい福祉課 |

(2) 母子の健康増進

妊娠から出産、乳幼児期までの、母子の健康維持に向けて、各種健診や講座、相談などを実施していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|---------------|--|-----|--------------------------|
| 1 | 妊婦の健康づくり事業の推進 | 妊娠初期に母子健康手帳と妊婦健康診査受診券を交付し、母体や胎児の健康確保を図ります。 また、パパママ準備教室等では、妊娠・出産・育児に関わる正しい知識や情報の提供に努め、あわせて親同士の仲間づくりを支援していきます。 | 継続 | 健康増進センター |
| 2 | 乳幼児健康診査の充実 | 乳幼児の健康状態の確認、疫病の早期発見および健康保持と増進を図るため、乳幼児健康診査(4か月・12か月・1歳6か月・3歳)の受診を促進するとともに、健診後も必要に応じて、二次相談や電話相談を通じて継続的にフォローしていきます。今後、より多くの子どもの発育発達支援のため、健診勧奨とフォローを引き続き強化するとともに、健診未受診児においても、関係機関と連携し、状況確認と、フォローの強化を図ります。 | 拡大 | 健康増進センター |
| 3 | 母子健康相談事業の推進 | 乳幼児の正常な発育・発達が促されるように、各市民交流センターや健康増進センターなど利用しやすい場所での相談の開催や、電話相談など、育児・保健相談の場の充実を図り、広く周知をしていきます。 | 継続 | 健康増進センター |
| 4 | 母子健康教育事業の推進 | 子どもの発達や育児などに関して必要な知識や情報を提供し、仲間づくりを支援するため、「親子サロン」「わんぱく教室」「ゆったり子育て談話室」等の母子健康教育について、ニーズに応じて必要な育児支援をしていきます。 | 継続 | 健康増進センター |
| 5 | 食育の推進 | 各学校において学校栄養職員や給食センターとの連携により食に関する理解と関心を深めるための取り組みや、給食における地産地消など、児童生徒への食育を進めていきます。 保育所では、子どもたちの発育・発達の過程に応じた食事の提供や食育活動を進めていきます。 また、両親学級や乳幼児健診・相談等を通した子どもを取り巻く『食』の基礎知識の普及や、ボランティア団体である食生活改善推進員の養成により、地域に根付いた食育活動を展開していきます。 | 改善 | 学校教育課 保育課 健康増進センター |

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|----------------|---|-----|----------|
| 6 | 予防接種事業の推進 | <p>不活化ポリオワクチン、四種混合ワクチン、小児肺炎球菌、ヒブワクチンなどの各種予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努め、乳幼児を感染症の疫病から守るため接種率の維持・向上を図ります。</p> <p>なお、副反応の報告が出ている子宮頸がん予防ワクチンや今後定期予防接種化の検討がされているロタワクチンやB型肝炎ワクチン等については、国の動向を注視しながら実施していきます。</p> | 改善 | 健康増進センター |
| 7 | 母子保健推進員育成事業の推進 | <p>子育て経験を持ち、地域に精通した、子育て支援に関心のある人を母子保健推進員として委嘱し、乳幼児家庭全戸訪問に必要な研修や、母子保健推進員連絡協議会の運営の支援などを行い、地域での子育て支援を推進していきます。</p> <p>平成 27 年度は改選の年にあたるため、町会ごとの出生数に応じて、母子保健推進員を定数委嘱し、推進員活動支援実施します。</p> | 改善 | 健康増進センター |

(3) 思春期保健対策

小中学校において、健康教育や薬物・喫煙・飲酒の危険性、性に関する指導など、思春期保健対策を充実していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|------------|--|-----|-------------------|
| 1 | 学校保健会事業の推進 | 学校における児童生徒の保健の向上と健康教育を推進するために、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事部会、養護部会および関係機関との協力などによる調査、研究活動などを支援します。 また、学校医・学校薬剤師と連携し、養護教諭と衛生推進者との合同研修会を実施し、アナフィラキシーショックを起こしたときのエピペンの使い方や、インフルエンザや感染性胃腸炎が広まらないための指導や対応の仕方等、今後も研修を継続していきます。 | 改善 | 学校教育課 |
| 2 | 思春期保健対策の推進 | 保健体育の授業や特別活動、総合的な学習の時間等を中心に学校教育全体を通じた薬物の危険性や喫煙・飲酒についての指導を今後も充実していきます。 また、小学校段階から性に関する指導を取り入れ、性に対する正しい理解を積み上げていきます。 | 改善 | 学校教育課 健康増進センター |

(4) ひとり親家庭の自立支援 <国任意記載事項>

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭に対し、就労支援等の自立支援や、生活全般の相談支援を充実していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|-----------------|---|-----|--------|
| 1 | ひとり親家庭への生活支援の充実 | 母子家庭または父子家庭などに対し就労支援をはじめとした自立支援事業を継続するとともに、生活全般に関する相談業務等の支援体制を充実していきます。 | 継続 | 子育て支援課 |

(5) 仕事と子育ての両立に向けた支援〈国任意記載事項〉

仕事と子育ての両立に向けた支援や、講座や講演会等の開催など各種啓発活動や再雇用の支援の促進などにより、仕事と子育てなどの家庭生活を両立した暮らしが送れるよう支援します。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|--------------------|--|-----|-------------------|
| 1 | ワーク・ライフ・バランスの啓発の推進 | 講座や講演会等の開催により、仕事と子育ても含めた生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の考え方の普及・啓発に努め、子育てしやすい社会・職場環境づくりを推進します。 | 継続 | 人権・市民相談課 |
| 2 | 男女共同参画に関する啓発事業の推進 | 講座や講演会等の開催により、「男性は仕事、女性は家事・育児を担わなければならない」という固定的な性別役割分担意識を解消し、家事・育児全般にわたり男女が協力できるように、男女共同参画の意識啓発を行っていきます。 | 継続 | 人権・市民相談課 |
| 3 | 改正育児休業法等の意識啓発の推進 | 子育てへの男女共同参画について関係各課と連携し、広く市民に対し意識啓発をし、母性の保護や男性の育児休業、子育てのための休暇が取得しやすい社会環境づくりを推進します。 | 継続 | 人権・市民相談課 産業振興課 |
| 4 | 再雇用の支援促進 | 国や県、近隣市町と連携し、就職面接会の実施や就職支援セミナー等の実施など、就労意欲の高い方に対し、関係機関と連携し適切な就職活動のための情報の収集・提供等を行います。 また、長く働き続けることが可能な職場環境をつくるために、労働法や多様な働き方等について啓発を行います。 | 拡大 | 産業振興課 |

3 地域や社会が支える子育て支援

防犯活動など子どもが安心して生活できるための支援、子育てサークルや交流機会の提供、情報の提供など、地域での子育て家庭への支援を行います。

(1) 子どもが安心して生活するための支援

子どもが安心して学校へ通えるよう、地域の各種団体と連携した防犯体制の整備や、交通安全体制の整備を進めていきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|---------------------------|--|-----|-----------------------|
| 1 | 防犯体制の整備・推進 | 子どもの安全を確保するため、保育所や学校での定期的な防犯訓練の実施のほか、各学校における PTA や地域住民(スクールガード)と連携したパトロール活動や、地域における自主防犯パトロール隊の活動などを促進していきます。 | 継続 | 保育課 学校教育課 安心安全課 |
| 2 | 防犯を基本としたまちづくりの推進 | 町会への防犯パトロール保険の適用や防犯パトロール用品の配布、自主防犯リーダー研修の開催、防犯パトロールの実施、各団体と連携した青色防犯パトロールの実施など、市民協働による地域防犯パトロールを支援・推進します。 | 継続 | 安心安全課 |
| 3 | 地域活動を担う次世代の育成 | 自主防犯組織の育成・活動推進や、町会、自主防災会等の地域組織や学校との連携による防犯防災活動の推進、出前講座等を利用した啓発活動など、将来の地域活動を担う人材の育成を推進します。 | 継続 | 安心安全課 |
| 4 | 通学路の安全確保 | 子どもが安全に学校へ通えるように、関係課と連携し、通学路となっている道路の使用についての安全指導や通学路の見直しなどを進めます。 | 継続 | 学校教育課 |
| 5 | 交通安全教育の推進 | 交通事故防止のために、警察や関係課と連携し、交通安全教育の実施を推進します。 | 継続 | 学校教育課 |
| 6 | 子どもが避難できる家(110番三角旗)の設置の推進 | 青少年育成市民会議が取り組む「110番三角旗の設置」事業への支援を推進します。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 7 | 小中学区の安全マップの作成の推進 | 小・中学校区ごとに、通学路や交通の危険な場所などを記入した「安全マップ」について、各学校が家庭・地域の協力を得ながら見直しを進めていきます。 | 拡大 | 学校教育課 |
| 8 | ベビーカー等が安心して通れるまちづくりの推進 | 妊産婦や乳幼児連れの人をはじめ、すべての人が安心して外出できるよう歩行空間の確保や歩道等のバリアフリー化に努めます。 | 継続 | 道路治水課 |

(2) 子育てに関する情報提供

子育てをするうえで必要な情報について、サロンやイベント・サークル活動などの各種交流機会や、様々な媒体を通じて提供していきます。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|-------------------|---|-----|--------------------------------|
| 1 | 子育て・家庭教育学習支援の推進 | 公民館等における子育てサロンや家庭教育講演会、子育て支援センターと連携した子育て学習支援など、子育て・家庭教育学習の支援を身近な地域で開催します。 | 継続 | 公民館 ふじみ野交流センター 鶴瀬西交流センター |
| 2 | 地域子育てサークルの育成事業の推進 | 子育てサークルの要請に応じて職員を派遣して遊びの指導や行事の支援を実施します。 また、サークル同士の情報交換会を開催したり、子育て中の保護者にサークルの情報提供やサークル紹介などを進め、サークル運営が円滑に行えるよう支援を行います。 | 継続 | 保育課 |
| 3 | 急病・救急医療の情報提供の充実 | 地域の医療機関をホームページや市民便利帳に、休日・夜間・小児時間外診療所の情報をホームページ及び毎月の市広報に掲載するなど、分かりやすい情報提供に努めます。 | 継続 | 健康増進センター |
| 4 | 子育てに関する広報活動事業の充実 | 担当課と連携を図り、広報紙、ホームページ、市民便利帳などに、子育てに関する様々な情報をわかりやすく掲載していきます。 また、担当課が開設する SNS などの支援を行っていきます。 | 継続 | 秘書広報課 |
| 5 | 子育て情報誌の発行 | 「子育てガイドブック」及び「子育て支援マップ」の配布や、市内全子育て支援センターの事業スケジュールを集約したキッズ通信の発行など、子育てに関する情報の提供に努めます。 | 継続 | 保育課 (子育て支援センター) |
| 6 | 外国籍市民への情報提供の充実 | ホームページで、子どもに関する情報を含めた生活ガイドを 6カ国語により提供することで、外国籍市民の日常生活を支援します。 | 継続 | 人権・市民相談課 |

(3) 子どもの健全育成の充実

地域のなかで心身ともに健康な子どもに成長できるよう青少年育成活動団体を支援し多様な事業を推進します。

■施策

| No | 施策名 | 施策概要 | 方向性 | 担当 |
|----|------------------------------|---|-----|--------|
| 1 | 子ども・青少年活動支援者の育成の推進 | 水谷公民館の水谷青空学校や水谷東公民館の豆の木学校など、子ども・青少年活動を支援するボランティアの育成と向上のための学習機会提供や組織化を推進します。 今後は、高校生以上のスタッフの充実や参加者数の拡充を目指すとともに、運営方法を検討していきます。 | 改善 | 公民館 |
| 2 | 青少年相談員活動事業の推進 | 地域の子どもの成長の一助となるような体験を提供する青少年相談員のボランティア活動について、活動内容の充実や他団体との連携を図りながら、支援を強化していきます。 | 拡大 | 子育て支援課 |
| 3 | 地域における子ども・青少年活動支援者のネットワークの促進 | 各公民館において、子育てサロンのサポーターに対する資質向上に向けた学習会を開催するなど、地域における子ども・青少年活動支援者のネットワークを促進し、支援者同士の情報交換や活動の充実に向けた学習機会の拡充に努めます。 | 継続 | 公民館 |
| 4 | 子ども会育成会への支援 | 地域で子どもを育む取り組みを行っている子ども会育成会及び同連合会の活動を支援していきます。 社会環境の変化により、連合会を脱退する育成会や、活動をやめてしまう育成会が増えてきている中、今後、連合会組織の在り方や意義について検討していきます。 | 改善 | 子育て支援課 |
| 5 | 青少年育成推進員への支援 | 学校と連携した「家庭の日」の普及活動や、地域パトロールなどを行っている青少年育成推進員の活動を支援していきます。 現状は認知度が低いことから、今後、青少年育成推進員の認知度向上を図っていきます。 | 継続 | 子育て支援課 |
| 6 | 青少年育成市民会議への支援 | 次代を担う青少年が心豊かに成長することを願い、さまざまな青少年健全育成事業に取り組んでいる青少年育成市民会議の活動を支援していきます。 | 継続 | 子育て支援課 |

4. 他の計画へ引き継ぐ施策

次世代育成支援行動計画において、下記の施策については当市の他の計画に引き継がれています。事業が計画に即して的確に実施されるようにP D C A (Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]) サイクル等により進行を管理していきます。

| | 次世代育成支援行動計画での施策名 | 引き継ぐ計画名 |
|----|---------------------------|----------------|
| 1 | 公園等遊べる施設の整備の推進 | 第5次基本構想 中期基本計画 |
| 2 | 各国のコトバの本の整備 | 子ども読書活動推進計画 |
| 3 | 歯科保健事業の推進 | 歯科口腔保健推進計画 |
| 4 | 外国籍市民相談事業の実施 | 生涯学習推進基本計画 |
| 5 | 外国籍市民の交流事業の推進 | 生涯学習推進基本計画 |
| 6 | 「富士見市市民人材バンク」を活用した情報提供の推進 | 生涯学習推進基本計画 |
| 7 | 文化祭運営事業の推進 | 文化芸術振興基本計画 |
| 8 | 図書館の児童向け事業の充実 | 子ども読書活動推進計画 |
| 9 | 図書館の子どもスペースの拡充 | 子ども読書活動推進計画 |
| 10 | ブックスタート事業の推進 | 子ども読書活動推進計画 |
| 11 | 読み聞かせ講座の実施 | 子ども読書活動推進計画 |
| 12 | ごみ減量・資源化啓発事業の推進 | 環境基本計画 |
| 13 | 環境学習推進事業の推進 | 環境基本計画 |
| 14 | 環境教育の推進 | 環境基本計画 |
| 15 | 緑地保全基金条例の推進 | 環境基本計画 |

| | | |
|----|---------------|----------------|
| 16 | 幹線道路の整備 | 第5次基本構想 中期基本計画 |
| 17 | 良好な居住環境の推進 | 第5次基本構想 中期基本計画 |
| 18 | 小学校の施設開放・活用 | 生涯学習推進基本計画 |
| 19 | 子どもの公共施設利用の拡充 | 生涯学習推進基本計画 |

5. その他

本計画、第4章第1節から第3節（P28～P61）において国必須記載事項（量の見込みや確保方策）及び次世代育成支援行動計画から引き継ぐ施策の記載項目のほか、下記の次世代育成支援行動計画の施策項目が含まれています。

本計画は「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置づけ、さまざまな形で継承し、市の子ども・子育てに係る総合計画としていきます。

| | 子ども・子育て支援事業計画 | 次世代育成支援行動計画 |
|---|---|-----------------------------|
| 1 | 子育て支援センター P38 | 子育て支援センターの充実・子育て支援ネットワークの強化 |
| 2 | 妊婦健康診査事業 P42 | 妊婦健康診査助成事業の推進 |
| 3 | 新制度では公定価格に基づき、個人の所得により同様に算定される。(条例等により規定) | 保育料の適正負担の推進 |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業 P36.37 | 母子保健家庭訪問事業の推進 |
| 5 | 一時預かり事業 P39 | リフレッシュ事業の推進 |
| 6 | 病児・病後児保育事業 P40 | 病児・病後児保育事業の検討 |
| 7 | 放課後児童クラブ P34 | 放課後児童クラブの運営の充実・整備の推進 |
| 8 | 保育の提供 P30 | 保育所（園）の整備の推進 |
| 9 | ファミリー・サポート・センター P41 | ファミリー・サポート・センター事業の推進 |

第5章 推進体制

第1節 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

計画の実現にあたっては、行政だけで目標とする子育て環境をつくりだすのではなく、富士見市全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが求められています。

そのため、家庭をはじめ、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2. 情報提供・周知

本計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等の情報を、広報紙やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、市民への周知・啓発に努めます。

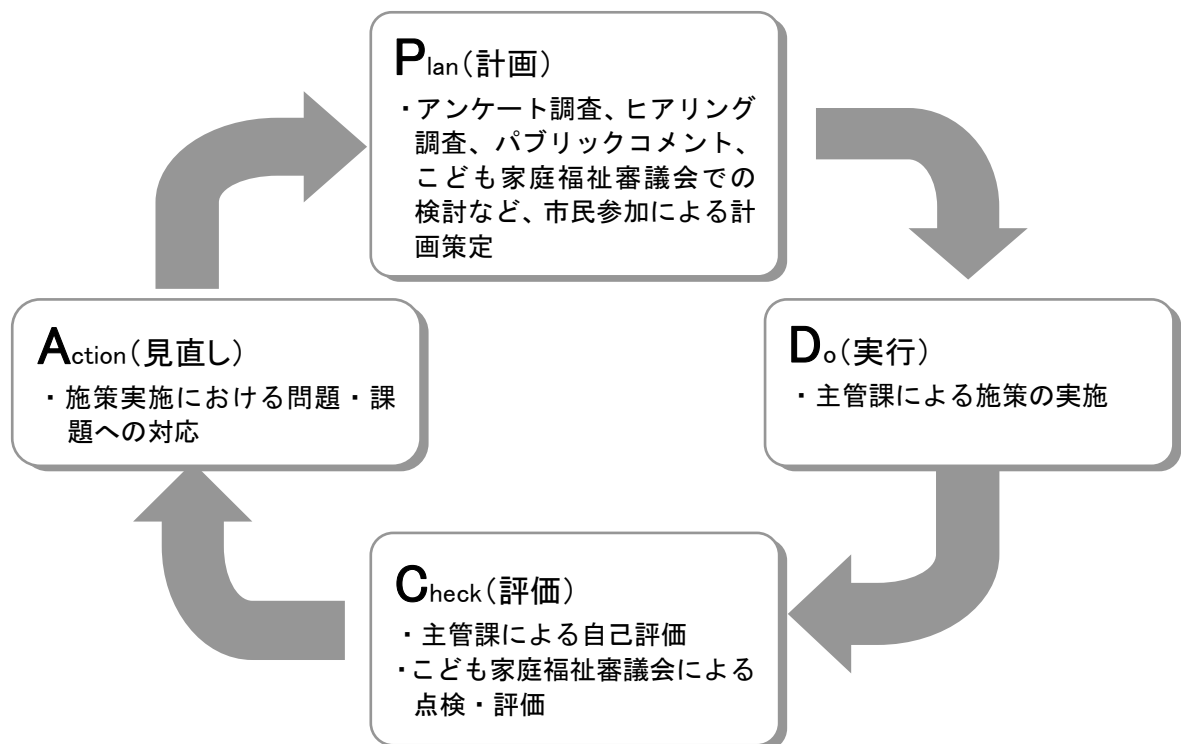
3. 広域調整や県との連携

子どもや保護者のニーズに応じて、保育所や幼稚園等の施設、地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図ります。

第2節 計画の進捗管理・評価

毎年度、事業が計画に即して的確に実施されるように管理するとともに、各種サービス等について需要と供給のバランスがとれているかを把握していくため、PDCAサイクル（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]）を実施していきます。

具体的には、学識経験者、一般企業代表者、子育て中の保護者、保育所・幼稚園関係者から成る「富士見市こども家庭福祉審議会」において、毎年度点検・評価を実施し、その結果について広報等を通じて公表していきます。



資料編

- ・富士見市こども家庭福祉審議会条例
- ・審議会委員名簿
- ・用語集